

平成 2 3 年 第 8 回

芦北町議会 1 2 月定例会会議録

開会 平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日

閉会 平成 2 3 年 1 2 月 1 6 日



熊本県芦北町議会

平成 2 3 年第 8 回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
1 2 ・ 1 5	木	本会議（開 会） 諸般の報告 町長の提案理由説明 議案審議 （散 会）
1 6	金	本会議（開 議） 一般質問 閉会中の継続調査・調査の申出 （閉 会）

目次

第1号（12月15日）		頁
1	議事日程	3
2	出席議員氏名	4
3	欠席議員氏名	4
4	説明のため出席した者の職氏名	4
5	事務局職員出席者	4
6	開会 開議	10
日程第1	会議録署名議員の指名	10
日程第2	会期の決定について	10
日程第3	諸般の報告	10
日程第4	町長の提案理由説明	10
日程第5	議案第46号 平成23年度芦北町一般会計補正予算（第7号）	11
日程第6	議案第47号 平成23年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	22
日程第7	議案第48号 平成23年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）	23
日程第8	議案第49号 芦北町女島活力推進センター条例の制定について	24
日程第9	意見第1号 公有水面埋立について	27
日程第10	諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	29
日程第11	諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	30
（一括議題＝日程第18まで）		
日程第12	陳情第3号 障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法の制定を求める意見書を地方自治法第99条により提出することを求める陳情書	31
日程第13	陳情第4号 最低保障年金制度の創設を求める陳情	31
日程第14	陳情第5号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書	31
日程第15	陳情第6号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める陳情書	31

日程第16 陳情第7号	改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書の提出に関する陳情書	31
日程第17 陳情第8号	所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書	31
日程第18 陳情第9号	国民健康保険医療費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情書	31
日程第19 陳情第10号	防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書	31
7 散 会		32

第2号（12月16日）

1 議事日程	35
2 出席議員氏名	35
3 欠席議員氏名	35
4 説明のため出席した者の職氏名	35
5 事務局職員出席者	36
6 開 議	42
日程第1 一般質問	42
（1）坂本登議員第1回目一般質問	42
○竹崎町長答弁	44
○湯野上下水道課長答弁	45
○寺川生涯学習課長答弁	45
○迫本住民生活課長答弁	46
（2）坂本登議員第2回目一般質問	46
○湯野上下水道課長答弁	46
（3）坂本登議員第3回目一般質問	46
○竹崎町長答弁	48
（4）坂本登議員第4回目一般質問	48
○湯野上下水道課長答弁	49
（5）坂本登議員第5回目一般質問	49
○竹崎町長答弁	49
（6）坂本登議員第6回目一般質問	49
○竹崎町長答弁	50
（7）坂本登議員第7回目一般質問	50

○竹崎町長答弁	51
(8) 坂本登議員第8回目一般質問	51
○寺川生涯学習課長答弁	51
(9) 坂本登議員第9回目一般質問	52
○竹崎町長答弁	52
(10) 坂本登議員第10回目一般質問	52
○竹崎町長答弁	53
(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	53
○竹崎町長答弁	55
○中原総務課長答弁	55
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	56
○竹崎町長答弁	56
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	56
○柳田農林水産課長答弁	57
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	58
○竹崎町長答弁	58
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	58
○柳田農林水産課長答弁	59
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	59
○竹崎町長答弁	59
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	60
○竹崎町長答弁	60
(1) 寺本順一議員第1回目一般質問	60
○竹崎町長答弁	64
○坂梨商工観光課長答弁	64
(2) 寺本順一議員第2回目一般質問	65
○竹崎町長答弁	66
(3) 寺本順一議員第3回目一般質問	67
○竹崎町長答弁	68
(4) 寺本順一議員第4回目一般質問	68
○藤崎副町長答弁	68
(5) 寺本順一議員第5回目一般質問	68
(1) 林田耀宏議員第1回目一般質問	70
○澁谷教育委員長答弁	73

○竹浦教育長答弁	74
(2) 林田燿宏議員第2回目一般質問	74
○竹浦教育長答弁	74
(3) 林田燿宏議員第3回目一般質問	74
○竹浦教育長答弁	74
(4) 林田燿宏議員第4回目一般質問	75
○竹浦教育長答弁	75
(5) 林田燿宏議員第5回目一般質問	75
○竹浦教育長答弁	75
(6) 林田燿宏議員第6回目一般質問	75
○竹浦教育長答弁	77
(7) 林田燿宏議員第7回目一般質問	77
○永田教育課長答弁	77
(8) 林田燿宏議員第8回目一般質問	77
○竹浦教育長答弁	78
(9) 林田燿宏議員第9回目一般質問	78
日程第2 発議第1号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書案	79
(一括議題＝日程第6まで)	
日程第3 総務常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件(所管事務)調査の申出	80
日程第4 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件(所管事務)調査の申出	80
日程第5 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件(所管事務)調査の申出	80
日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出	80
7 閉 会	80

平成 23 年第 8 回芦北町議会定例会議事日程（第 1 号）

平成 23 年 12 月 15 日

午前 10 時 開 会
於 議 場

1 議事日程

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の提案理由説明
- 日程第 5 議案第 46 号 平成 23 年度芦北町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 6 議案第 47 号 平成 23 年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 48 号 平成 23 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 49 号 芦北町女島活力推進センター条例の制定について
- 日程第 9 意見第 1 号 公有水面埋立について
- 日程第 10 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 11 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- （一括議題 日程第 18 まで）
- 日程第 12 陳情第 3 号 障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法の制定を求める意見書を地方自治法第 99 条により提出することを求める陳情書
- 日程第 13 陳情第 4 号 最低保障年金制度の創設を求める陳情
- 日程第 14 陳情第 5 号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書
- 日程第 15 陳情第 6 号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める陳情書
- 日程第 16 陳情第 7 号 改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書の提出に関する陳情書

日程第 17 陳情第 8 号 所得税法第 56 条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書

日程第 18 陳情第 9 号 国民健康保険医療費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情書

日程第 19 陳情第 10 号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書

（散 会）

2 出席議員（16 人）

1 番 坂 本 登 君	2 番 林 田 燿 宏 君
3 番 宮 内 道 則 君	4 番 寺 本 順 一 君
5 番 古 村 逸 男 君	6 番 白 坂 康 浩 君
7 番 草 野 安 道 君	8 番 前 田 徹 一 君
9 番 元 山 秀 志 君	10 番 宮 尾 秀 行 君
11 番 平 松 洋 一 君	12 番 川 尻 成 美 君
13 番 水 口 宣 之 君	14 番 岡 部 恵美子 君
15 番 寺 本 修 一 君	16 番 藤 井 公 明 君

3 欠席議員（0 名）

4 説明のため出席した者の職氏名（18 人）

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 藤 崎 正 司 君
教育委員長 澁 谷 百 鍊 君	教 育 長 竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長 中 原 豊 徳 君	企画財政課長 井 上 民 男 君
税 務 課 長 農 中 豊 君	住民生活課長 迫 本 文 雄 君
福 祉 課 長 大 岩 憲 治 君	農林水産課長 柳 田 豊 彦 君
商工観光課長 坂 梨 優 君	建 設 課 長 山 口 純 志 君
上下水道課長 湯 野 一 之 君	会計管理者兼 会 計 室 長 吉 田 茂 君
田浦基幹支所長 野 口 博 司 君	教 育 課 長 永 田 光 洋 君
生涯学習課長 寺 川 健 一 君	農 業 委 員 会 長 早 川 純 一 君
	事 務 局 長

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2 人）

議会事務局長 福 山 勝 廣 君 次 長（主幹） 福 田 貴 司 君

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会
期 日 平成23年10月7日（金）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合講堂
議 題 議案第8号 平成23年度水俣芦北広域行政事務組合
一般会計補正予算（第1号）（原案可決）
- 3 秋の園遊会
期 日 平成23年10月13日（木）
場 所 東京都（赤坂御苑）
- 4 都道府県会長会
期 日 平成23年10月17日（月）～10月19日（水）
場 所 宮城県（仙台市）
- 5 熊本県町村議会議員研修会
期 日 平成23年11月2日（水）
場 所 県立劇場
内 容 講演「世界の中の日本・アジアの中の日本」
～日本の外交戦略を探る～
講師 外交ジャーナリスト・作家 慶應義塾大学客員教授
手嶋龍一 氏
- 6 町村議会議長全国大会
期 日 平成23年11月16日（水）～17日（木）
場 所 NHKホール（東京都）
内 容 要望事項24件、9地区の要望9件の提案理由説明（藤井）
決議「東日本大震災からの早期復興に関する特別決議案」他
要望実現の為の「ガンバローコール」等
特別講演「アジア太平洋時代の日本外交」
講師 元外務事務次官 谷内正太郎 氏

7 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会

期 日 平成23年11月25日（金）

場 所 水俣芦北広域行政事務組合講堂

議 題 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（原案承認）

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（原案承認）

議案第 9 号 水俣芦北広域行政事務組合特別職党の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

議案第10号 水俣芦北広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

議案第11号 平成23年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）（原案可決）

認定第 1 号 平成22年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計決算認定について（原案認定）

上記のとおり報告します。

平成23年12月15日

芦北町議会議長 藤 井 公 明

芦町監第36号
平成23年12月6日

芦北町議会議長 藤井公明様

芦北町監査委員 山下生吾
芦北町監査委員 古村逸男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1. 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2. 検査現在期日

平成23年11月30日

3. 検査実施日

平成23年12月6日

4. 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳計現金	2,542,524,519 円
	一時借入金	0 円
	基金に関する現金	4,004,165,847 円
	歳入歳出外現金	47,839,061 円
	計	6,594,529,427 円
水道事業会計		249,766,302 円

議員派遣の結果報告

1. 県町村議会議員研修会

- (1) 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 熊本県立劇場演劇ホール
- (3) 期 間 平成23年11月2日(水)
- (4) 派遣議員 議員13名参加
- (5) 内 容 講演「世界の中の日本・アジアの中の日本」

～日本の外交戦略を探る～

講師 外交ジャーナリスト・作家 慶應義塾大学教授

手嶋龍一 氏

2 議会広報研修会

- (1) 目 的 議会広報の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 自治会館講堂
- (3) 期 間 平成23年11月9日(水)
- (4) 派遣議員 議会広報特別委員5名参加
- (5) 内 容 「議会広報 徹底クリニック」

玉東町議会だより他12町村の広報紙を診断・指導助言

講師 熊本日日新聞社NIE専門委員・熊本大学客員教授

越地真一郎 氏

以上のとおり、結果を報告する。

平成23年12月15日

芦北町議会議長 藤 井 公 明

平成 2 3 年第 8 回芦北町議会定例会請願・陳情文書表

受理年月日 番 号	住 所	氏 名	要 旨	所管委員会
H23. 10. 25 陳情第 3 号	熊本市帯山 4-23-45	きょうされん熊本支部 支部長 上野修一	障がい者の権利を保 障する新たな総合福 祉法の制定を求める 意見書を地方自治法 99条により提出する 事を求める陳情書	文教厚生 常任委員会
H23. 10. 27 陳情第 4 号	芦北町大字 花岡1666-8	全日本年金者組合 熊本県本部 支部 坂本和信	最低保障年金制度の 創設を求める陳情	文教厚生 常任委員会
H23. 10. 27 陳情第 5 号	芦北町大字 田川1642-3	熊本県医療労働組 合連合会 執行委員長 田中直光	大幅増員と夜間改善 で安全・安心の医 療・介護を求める陳 情書	文教厚生 常任委員会
H23. 10. 27 陳情第 6 号	芦北町大字 湯浦66-25	水俣市社会保障推 進協議会 山近 茂	国民健康保険財政へ の国庫負担割合をふ やすことを求める陳 情書	文教厚生 常任委員会
H23. 10. 27 陳情第 7 号	芦北町大字 湯浦66-25	水俣市社会保障推 進協議会 山近 茂	改正介護保険制度の 充実に関することを 求める意見書の提出 に関する陳情書	文教厚生 常任委員会
H23. 10. 27 陳情第 8 号	水俣市栄町 1-1-25	水俣民主商工会 会長 掃本博昭	所得税法第56条の廃 止を求める意見書の 提出を求める陳情書	総務 常任委員会
H23. 10. 27 陳情第 9 号	水俣市汐見町 2-3-3	新日本婦人の会水 俣支部 支部長 野中真理	国民健康保険療養費 国庫負担金の調整 (減額) 廃止を求める 陳情書	文教厚生 常任委員会
H23. 11. 29 陳情第10号	八代市萩原町 1 丁目708-2	国土交通労働組合 九州建設支部 八代分会 執行委員長 田形隆一	防災対策など住民の 安心・安全を支える 行政サービスの体 制・機能の充実を求 める陳情書	

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

ただいまから平成23年第8回芦北町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井公明君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、12番 川尻君及び13番 水口君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（藤井公明君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先に開催されました議会運営委員会において、12月16日までとの答申をいただいております。本日から12月16日までの2日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの2日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（藤井公明君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

例月現金出納検査結果及び閉会中に出席した議長の諸般の報告、議員派遣の結果報告の内容は、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長の提案理由説明

○議長（藤井公明君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会12月定例会の招集を申し上げましたところ、師走のお忙しい中に御出席いただき、ありがとうございました。

さて、本定例会に付議しました議案の提案理由について、その概要を申し上げます。

まず、先の臨時会で議決賜りました芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正等に伴う職員の給与及び期末勤勉手当の減額を含む芦北町一般会計、芦北町国民健康保険事業特別会計及び芦北町有温泉事業特別会計に係る3件の補正予算と、芦北町女島活力推進センター条例の制定の合計4議案を提案しております。また、公有水面埋立及び人事案件を併せて提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（藤井公明君） 町長の説明が終わりました。

-----○-----

日程第5 議案第46号 平成23年度芦北町一般会計補正予算（第7号）

○議長（藤井公明君） 日程第5、議案第46号「平成23年度芦北町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） おはようございます。

議案第46号、平成23年度芦北町一般会計補正予算（第7号）について御説明をいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,013万円を追加し、予算の総額を102億6,626万7,000円とするものでございます。また、第2条で債務負担行為を定めております。

主な補正の内容につきましては、お手元に配付をしております資料に基づき御説明を申し上げます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

まず、各款の職員の人件費であります2節給料、3節職員手当等、4節共済費の補正につきましては、育児休業の取得、職員数の減、人事異動、11月の臨時議会で御議決をいただきました給与改正及び子ども手当の制度改正、熊本市市町村職員共済組合への基礎年金拠出金負担率の変更などに伴います総額3,770万8,000円の減額となるものでございます。以降、各款の補正につきましては、人件費補正を省略して御説明を申し上げます。

まず、款2総務費です。財産管理費の補正額2億円につきましては、地方財政法第7条の規定に基づきまして、前年度決算余剰金の処理を行うもので、町有施設整備基金に1億円、地域振興等に要する経費の財源といたしまして、まちづくり振興基金に1億円を積み立てるものでございます。

企画費の19節14万2,000円は、水俣芦北地域振興推進協議会が県の補助金を受けて実施します当地域の施設回り観光モニターツアーの8回分の負担金でござ

ざいます。均等割、人口割で、1市2町で負担をするものでございます。

戸籍住民基本台帳の23万円は、病休職員の業務に対応するため、臨時職員1名の人件費で、2カ月分の社会保険料2万6,000円と賃金20万4,000円でございます。

熊本県知事選挙の1,232万円は、平成24年3月に予定をされております熊本県知事選挙に係る事務費で、1節の報酬から14節の使用料及び賃借料でございます。

3ページになります。

款3民生費です。社会福祉総務費の381万9,000円は、もやい直しセンター施設修繕の増加に伴います社会福祉協議会への運営費補助金45万2,000円と、人事異動等に伴います職員給与等の国民健康保険事業特別会計への繰出金336万7,000円でございます。

障害者福祉費の1万4,000円は、国が障害者の方を対象に実施します平成23年生活のしづらさなどに関する調査費に係る説明会出席の旅費及び事務消耗品でございます。

高齢者福祉費の2,534万8,000円は、県の補助採択を受けて実施します高齢者や障害者など、災害時における施設と連携して実施をいたします避難訓練に必要な消耗品や保険料で15万8,000円、避難時に使用します特殊寝台などの備品購入費で485万8,000円と、平成22年度の芦北町老人ホーム有償譲渡に係ります国・県の補助金償還金2,033万2,000円でございます。

児童福祉総務費の471万円は、放課後児童クラブを実施しております育児園すくすく及び八幡荘を対象に県の補助事業を活用いたしまして、子どもの安心・安全を確保するために必要な防犯カメラ等の備品購入費に30万円、補助金に30万円の補正を行っております。

短期入院児の増加などに伴います子ども医療扶助費の増額に伴いまして411万1,000円を補正を行っております。

款4衛生費です。保健衛生費総務費の28節繰出金1,044万8,000円は、吉尾診療所の浄化槽内の水位低下が判明いたしまして、今回新たに合併浄化槽を設置するための工事費相当額を国民健康保険事業特別会計へ繰出しを行うものでございます。

環境衛生費の350万円は、住宅用太陽光発電システムの設置補助金で、申請件数が予想以上に伸びているために県の支援と国の第3次補正予算による支援に対応し、25件分を追加を行うものでございます。

19ページになります。

塵芥処理費の３６８万６，０００円は、清掃センター内での破碎作業時の粉塵から作業員の健康被害防止のために設置をいたします集塵機取付工事費でございます。２０ページになります。

款５農林水産業費です。農業振興費の５８万１，０００円は、耕作放棄地解消緊急対策事業実施予定農家の追加に伴います補助金の増額でございます。

中山間地域直接支払事業費の１４８万４，０００円は、新規協定締結及び協定農地追加に伴う補助金の増額でございます。

４ページになります。

地籍調査費の委託料１０２万３，０００円は、国からの補助金の追加内示を受けまして、地籍調査測量の座標数値データ化業務を追加委託することによるものでございます。

水産業振興費の３３７万６，０００円は、漁船のエンジンオーバーホールに伴います漁船機械保全事業補助金５０万円と、芦北漁協が県の水産資源回復基盤整備交付金事業の前倒しを受けて行います浮き桟橋維持補修、海水ろ過器改修、製氷機ポンプ交換に伴います補助金２８７万６，０００円でございます。

款６商工費でございます。観光費の３８２万６，０００円は、大野温泉センターの道の駅登録に向け、より快適な施設整備を図るため、休憩所とトイレをつなぐ通路設置工事による町有温泉事業特別会計への繰出金でございます。

芦北海岸海浜総合公園管理費運営費の３９１万７，０００円は、ペアリフト手動機のオーバーホール工事で、稼動時間が本年度中に整備基準１万時間を超過する見込みになったことから、今回補正をお願いするものでございます。

御立岬公園費の１８８万１，０００円は、施設修繕に伴う補正で、レストランの小荷物の昇降機、それから温泉センターの灯油タンクの計量器、源泉ろ過器の取替えを行うものでございます。

款７土木費です。水防対策費の工事請負費２，８６４万３，０００円は、田浦の岩崎樋門フラップゲートの取替工事費等９４６万円と、白岩地区排水路整備工事費１，９１８万３，０００円でございます。

防災費の１００万円は、国の社会資本整備総合交付金事業で県が行っております黒岩地区地滑り対策事業で、町道部分の亀裂がありまして、単県事業で対応することになったことに伴う県への負担金で、事業費の１０％を負担を行うものでございます。

次に、港湾管理費の２４５万円は、女島埋立地道路の舗装工事と、町道花西平生線でもあります佐敷海岸堤防の老朽化により、県が緊急事業で行う負担金でございます。

都市計画総務費の報酬4万5,000円は、都市計画道路見直し等に係ります会議開催時の委員報酬でございます。

款9教育費でございます。学校管理費の567万9,000円は、吉尾小学校の井戸ポンプの故障により水位低下が判明をいたしましたことによります新たに水源を確保するための井戸掘削、設置工事費等に396万9,000円と、内野小学校屋内運動場の雨樋等の補修に係る工事費171万円でございます。

公民館費の補助金13万2,000円は、丸山上公民館の屋根塗装補修工事に対しまして、対象事業費の2分の1を補助を行うものでございます。

資料5ページになります。

温泉プール運営費の需用費44万1,000円は、自動塩素管理システムに不都合が生じたため、塩素電極棒の取替えなどの修繕料でございます。

款10災害復旧費です。林業用施設災害復旧費の331万3,000円は、8月豪雨災害で被災いたしました町管理の林道瀬戸線災害復旧費に係る土地借上料、工事費等でございます。

公共土木施設災害復旧費の583万円は、6月、7月、8月、豪雨災害の国査定において、工法の変更の指示などを受けまして、復旧工事費が増額をしたことによるものでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

資料は1ページになります。

国県支出金といたしまして、公共土木施設災害復旧費国庫負担金388万円から、熊本県知事選挙委託費1,232万円までの10件で、合計で2,587万2,000円を計上いたしております。

一般財源につきましては、地方交付税の普通交付税が8,402万7,000円、前年度繰越金1億4,291万1,000円、諸収入といたしまして、平成22年度後期高齢者医療市町村療養給付費負担金の確定に伴います超過負担金の返還金が3,732万円で、合計2億6,425万8,000円を計上いたしております。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。

予算書5ページになります。

第2表の債務負担行為でございます。スクールバス一般利用便運行業務委託料ほか6件の業務委託料につきまして債務負担行為を設定をいたしております。事項、期間と限度額は記載のとおりでございますが、いずれも平成24年度当初、4月頭からの運行を円滑に行うため、契約手続きを平成23年度中に行う必要があることから業務委託に必要な経費について債務負担行為を設定をいたしております。

以上が今回の一般会計補正の内容でございます。御議決いただきますようよろし

くお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。前田君。

○8番（前田徹一君） 債務負担行為につきまして2点ほど伺いいたします。

1点目は、契約の相手方はこれは1社か複数かということと、新規の業務委託の限度額が少し前年度より伸びているようでありまして、新規以外でその伸びた原因は何かということを知りたいと思います。

○議長（藤井公明君） しばらくお待ちください。答弁者がまだ決まっておりません。暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午前10時19分
再開 午前10時20分
-----○-----

○議長（藤井公明君） それでは、再開します。

井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） お答えをいたします。

契約の相手方は1社でございます。それから、増えている部分につきましては、計石小学校が合併をいたしますので、その分のスクールバスの業務委託料でございます。

全体でわずか伸びている内容でございますけれども、今年度の契約の中で燃料費等ですね、部分で高騰した部分がありますので、そのへんを勘案をいたしましたこと、それからタイヤの交換等ですね、修繕等にその部分を見たというところの部分で金額が上がっております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。坂本君。

○1番（坂本 登君） 3点ほど、お聞きいたします。

財産管理費の積立金の部分で1億円ずつ町有施設、またまちづくり振興基金として積み立てられていますが、現在の積立金額は二方ともいくらになりますか。

もう一つは、水防対策費の岩崎樋門修繕工事、白岩地区排水路整備工事を詳しく教えてください。

学校管理費の吉尾小学校井戸掘削工事、内野小学校屋内運動場補修工事も詳しく教えてください、よろしくお願いします。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 基金の状況でございますけれども、町有施設整備基金で

23年度末見込額4億9,435万7,852円でございます。まちづくり振興基金、これも23年度末見込額でございますけども6億25万円でございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 続きまして、岩崎樋門と白岩排水対策事業の件でございますが、岩崎樋門につきましては田浦の西舟江地区内、岩崎グラウンドの側でございますけれども、樋門の改修工事であります。フラップゲートが老朽化し、海水の流水が見られますので、これを取り替える計画でございます。巻き揚げ付フラップゲート、2,000×2,300ミリのステンレス製のゲート2門を取り付ける予定でございます。

それから、白岩の排水対策でございますけども、施工箇所は3カ所ほどあります。白雲石工業の工場周りの導水路と工場入口前の町道の嵩上げ工事です。及び、白岩上地区の集落内にある導水路を改修を予定しております。町道の嵩上げ工事がL＝65メートル、それから導水路工事、これはコンクリートの2方張りでございますが、L＝204メートルを計画しております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 永田教育課長。

○教育課長（永田光洋君） 内野小学校の屋内運動場の工事につきまして概要を申し上げます。

1つには雨樋が損傷をしておりますので、その修理を行います。それと、雨漏りによりまして内壁の損傷がきておりますので、その修理を行うところでございます。以上です。

○議長（藤井公明君） 永田教育課長。

○教育課長（永田光洋君） 吉尾小学校の井戸につきましては、まずボーリング掘削を行います。水中ポンプから配水池まで送る配管の設備を設けるものでございます。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） マイクロバスの業務委託、前田議員の質問に関連しておりますけども、これまで委託業者、ずっと町外業者というようなことになっておるわけでございますけども、町内にこういった資格をもった業者はいないのかお尋ねしたいと思います。と言いますのは、やはり5,000万円という高額な金額でもございますし、やはり町内の活性化に向けて、町内の業者がいればですね、そういうところも対象にしていただければと思っておりますので。

○議長（藤井公明君） 中原総務課長。

○総務課長（中原豊徳君） マイクロバスの業務委託につきましては、現在、水俣のト

シヒロという業者をお願いをしているわけですが、現在のところ、規模、それから人員の配置等々を考えますと、今のところ、水俣のトシヒロさんをお願いをしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 私の質問は、町内にその業者、資格を持った方がいないのかという質問でございます。

○議長（藤井公明君） 中原総務課長。

○総務課長（中原豊徳君） たいへん失礼いたしました。現在、町内には、今申しましたような、に対応できるような業者は今いないというようなふうに判断をしております。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 今、対応できる業者がいないというようなことでございます。資格をもった業者はいないのかというようなことでございますので、そこらを御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

-----○-----

○議長（藤井公明君） それでは、再開します。

中原総務課長。

○総務課長（中原豊徳君） ありがとうございます、時間をいただきまして。実は、資格というような、決定的な資格というのは、今のところきちっとしておりませんけれども、芦北町の指名に上げていただくような、芦北町から指名願というやつですかね、そういうのが出ておりませんので、現在のところ、水俣のほうから出ております方に契約をお願いをしているという状況でございます。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 先ほど申し上げましたように、5,000万円という高額な金額に上っておりますので、できればですね、こういうお金、町内の業者に、まあこれは入札ですので、どこが取るかは分かりませんが、町内の業者も土俵の上に乗せていただいて、やはり町内業者優先とはいきませんが、あくまでも入札でございますので、そういう努力を一つしていただければどうだろうかと、要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（藤井公明君） 中原総務課長。

○総務課長（中原豊徳君） 入札の経緯でございますけども、今申しましたとおり1社でございますが、随意契約によりましてやっております。そういうことで、今議員の御指摘のとおり、町内業者におきまして来年度におきましてはいろいろ調査をいたしまして、努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 3点ほどお伺いしますが、まず商工総務費の中で町有温泉事業で繰り出しがあって、大野温泉センターへの道の駅を登録するというものに向けての整備をするということですが、今の現状と道の駅として指定された場合の費用対効果をお願いしたいというふうに思います。

それと、先ほど基金の積立状況がございましたけども、まちづくり振興基金は昨年度新たに基金を積み立てて、今現在にいたっておりますが、この条例の目的、設置にはですね、町民の連携と強化及び地域振興等に資する経費の財源に充てるということでございます。具体的にはソフト事業に使うということで聞き及んでおりますが、今6億いくらと言われましたけども、基金の表には22年度には4億円を積み立てて、今後1億円というふうに私は感じておりましたが、今6億いくらと言われましたけども、金額の明確なものと、いつ頃、その基金を取り崩す予定なのか、積立てばっかりで予定がないと、何のためにもならんなあというふうに思いますが、ここ1年、全然使っていない、積立てするだけですので、その事業の目安等を1点お願いしたいと思います。

それと、今回は繰越明許費の表がございません。これはいわゆる明らかに3月末まで繰り越すという形がないということで、今回載せてないというふうに思いますが、それでよろしいですか。違いますか。3月繰り越すのは、当然いろんな状況によって繰り越されるわけですけども、今現在、去年は2件ほどあったんですよ、繰越明許費がですね。これはもう明らかに何らかの国の補助金もう目途がないとか、そういう形で繰越しをされるわけですけども、今回はそういうことがなく、順調な推移で事業が行われていると理解していいのかというふうに思っておりますので、その点、3点ほどお願いします。

○議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

○商工観光課長（坂梨 優君） 大野温泉センターの道の駅に関する内容でございますけども、今現在の大野温泉の状況でございますが、平成20年度で年間利用が6万5,000人ありました。現在、今年の推定で6万人ということで、大幅に今現在、

県道の改良とかそういったものがありまして、年々落ち込んでいる状況もありました。その中で各他方における状況も含め集客を見込めるものはないのかということも検討した結果、例として水俣の道の駅の状況を参考にしています。ちなみに、水俣は1.5倍、今回見込みの中ではですね、担当課としては2割増しを今回目指して、ぜひ20年度以上の集客を求めたいということで計画をしております。よろしくお願いします。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 基金のことでございますけども、先ほど23年度末現在高の予定で金額を申し上げたわけですけども、一応元金で6億円、先ほど端数を言いましたけども、それが利子等になっております。

それから、活用方法でございますけども、合併特例債を活用して、今積立てを行っているわけですけども、今のですね、各スポーツ振興基金であるとか、文化振興関係でありますとか、その部分がですね、ある程度、今基金が減額をしてきておりますので、これの積立てを行って、そちらのほうにも活用をしていきたいというふうに考えておりますので、今現在、いつの時点で取り崩しをするかということは今後のですね、状況を見ながら実施をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 繰越しの件につきまして、農林水産課のことを申し上げますけども、普通、繰越しの要件については、もう何も、議員お詳しいので申し上げますけども、繰越しの形態といたしましては、未契約の繰越しと契約の繰越しと、契約をした後の繰越しというのがございます。今回、農水水産課におきましては、牛の水漁港を繰り越す予定でありますけども、まだ未契約でございます。国の交付金との絡みがありますので、確実に契約をした上で金額が確定して繰越しをするという予定でおりますので、それにつきましては3月の議会ですとね、御提案を申し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 永田教育課長。

○教育課長（永田光洋君） 教育課関係の工事につきましては、年度内に完了する見込みとしております。

○議長（藤井公明君） 全部言うてしまえば、そら大分時間がかかる。まだ3月がありますからね。川尻君、3月議会がありますから、正式には3月になりますからね。今は予想しか言えないんですよ。川尻君。

○12番（川尻成美君） そのとおりでございます。私は、柳田課長が答弁された、そういうことを聞いたかったですよ。だから、繰越明許の原因ははっきり言って、

3月繰り越されるのは天候の不順とか、工事が遅れた理由とか、そういうのが繰越しに値するものですから、それ以外でというのはどうなのかというのを聞きましたので、柳田課長の答弁でOKです。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） 2点、ちょっとお聞きしたいと思いますが、1点は農林水産業費の芦北漁協の共同利用施設の整備ということで、先ほど浮き栈橋ということをやっと記憶しておりますが、ほかにどういう内容であるか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、港湾維持管理事業の女島埋立地道路舗装工事、これについては女島活力センターについての付帯の工事でしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 水産資源回復基盤整備交付金事業の内容について申し上げますが、先ほど申されましたように、浮き栈橋の補修工事、これは浮き栈橋の表面の鉄板の取替えでありますとか、カキ殻を落したり、チェーンを交換するというような事業、これが240万円程度でございますが、それ以外にクマモト・オイスターの滅菌処理機との接続を考えております海水ろ過器が老朽化しておりますので海水ろ過器の修繕、それと製氷ポンプ、製氷機のためのポンプがありますけども、それも老朽化しておるというのでそれも取り替えるという、この3つをその交付金事業でやりたいということでございます。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 佐敷港湾の女島埋立ての舗装の件でございますが、これは県の事業の、県の埠頭用地内の荷揚場の内の舗装工事でございます。町のほうとはありません。

○議長（藤井公明君） 古村君。

○5番（古村逸男君） はい。了解しました。ありがとうございました。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。坂本君。

○1番（坂本 登君） 議案第46号、平成23年度芦北町一般会計補正予算（第7号）について、反対の立場から討論を行います。

住民の安全に関わる水防対策費、土木、林道施設災害復旧工事や、小学校の井戸掘削工事及び屋内運動場雨漏りほか補修工事など、学校管理費には賛成ですが、こ

の一般会計補正予算は先の１１月臨時議会で行われた芦北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、人事院勧告に基づき本議会で減額補正がされています。私は、条例の改正のとき、職員の給与がこの１０年余り据え置きか引き下げが行われており、地域経済に大きく悪影響を与えることになり、ラスパイレス指数も水俣市、津奈木町に比べても低い水準にあるとして、これ以上の引き下げはすべきでないと反対しました。

したがって、本議案に減額補正として出されていますので反対です。

○議長（藤井公明君） 次に、賛成者の発言を許します。寺本修一君。

○１５番（寺本修一君） ただいま反対討論がありましたが、先般の臨時会において、職員給与につきましては竹崎町長も人勧がなければ引き下げは毛頭考えておられないと思います。しかしながら、県下全部これを受け入れておりますので、本町もそれを受け入れるということで、仕方なくの議会で議決をいたしておりますので、これは当然であり、ほかの予算につきましてもですね、まさしく補正予算でありますので、緊急を要するというで適正に上程されておりますので、私は賛成であります。終わり。

○議長（藤井公明君） これで討論を終わります。

これから議案第４６号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議がありますので、起立によって採決します。原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤井公明君） 起立多数です。よって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前１０時４６分

再開 午前１０時５２分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。中原総務課長。

○総務課長（中原豊徳君） 先ほど、寺本順一議員のほうから御質問がございましたと

おりに、町内の業者を使うあれはないのかというような中で、私が答弁いたしました中で間違いがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

実は、平成２２年度の契約の中身を見てみますと、２社の指名願いがございまして、指名競争入札をやっております。その中で最低者と契約をしているということでございますので御理解をいただきたいと思います。すみませんでした。

-----○-----

**日程第６ 議案第４７号 平成２３年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第２号)**

○議長（藤井公明君） 日程第６、議案第４７号「平成２３年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。迫本住民生活課長。

○住民生活課長（迫本文雄君） 議案第４７号、平成２３年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について御説明します。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ３６４万９、０００円を追加し、総額を３３億８０６万１、０００円に、直営診療施設勘定の歳入歳出予算にそれぞれ１、０４４万８、０００円を追加し、総額を７、３２４万８、０００円とするものでございます。

事業勘定の歳出から御説明します。

１１ページをお開きください。

款１総務管理費の一般管理費３４１万２、０００円につきましては、人事異動に伴う職員給与費等と、平成２３年度の共同電算システム保守委託料の増額補正です。

同じく、賦課徴収費２万１、０００円の減額につきましては、先ほどの一般管理費と同じく人件費に伴うものです。

１２ページをお開きください。

款２保険給付費の高額介護合算療養費４、０００円につきましては、高額介護合算療養費の不足分を措置するものです。

款５前期高齢者納付金の１４万４、０００円につきましては、平成２１年度の前期高齢者給付費の確定により、不足分を措置するものです。

款９保険事業費の疾病予防費１１万円につきましては、医療費抑制の取組みとしてジェネリック医薬品の使用を促進するための印刷製本費及び郵便料です。

次に、歳入について御説明します。

１０ページをお開きください。

款９繰入金の一般会計繰入金３３６万７、０００円につきましては、職員給与費等を繰り入れるものです。

款 10 繰越金 28 万 2,000 円につきましては、不足財源を前年度繰越金で調整するものです。

次に、直営診療施設勘定につきまして、歳出の 14 ページをお開きください。

款 1 総務費の一般管理費 1,044 万 8,000 円につきましては、現在使用しております浄化槽に亀裂が生じ、修理不能のため新たに合併浄化槽を設置する工事請負費でございます。

歳入につきまして、13 ページになります。

款 4 繰入金で、この工事請負費 1,044 万 8,000 円を一般会計から繰り入れるものです。

以上で説明を終わります。御議決いただきますようよろしくお願いします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第 47 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 7 議案第 48 号 平成 23 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（藤井公明君） 日程第 7、議案第 48 号「平成 23 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。坂梨商工観光課長。

○商工観光課長（坂梨 優君） 議案第 48 号、平成 23 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（1 号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれに 382 万 6,000 円を追加し、予算総額を 1 億 1,632 万 6,000 円とするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたします。

7 ページを御覧いただきたいと思います。

款 1 項 1 目 4 節 1 5 工事請負費 3 8 2 万 6, 0 0 0 円については、大野温泉センターの渡り通路設置工事でございます。理由は、現在、大野温泉センターに平成 2 3 年 3 月を目途に道の駅登録のための事務を進めております。先ほど一般会計補正で説明がありましたが、登録にあたり、条件をクリアするために屋外にありますトイレに通じる通路が狭いためこれを拡幅、併せて天井の設置を行うものでございます。

次に、歳入につきましては、6 ページにありますとおり経費のすべてを一般会計繰入金で賄っております。

以上、御説明いたしました。御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 8 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 8 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案第 4 9 号 芦北町女島活力推進センター条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第 8、議案第 4 9 号「芦北町女島活力推進センター条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。迫本住民生活課長。

○住民生活課長（迫本文雄君） 議案第 4 9 号、芦北町女島活力推進センター条例の制定について御説明します。

現在、環境福祉モデル地域づくり推進事業で、女島埋立地に建設しております女島活力推進センターが平成 2 4 年 7 月に竣工し、供用を開始する予定であります。このことから、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 1 項の規定により条例を制定するものです。

第1条の設置では、芦北町で最も水俣病被害者が多く発生した女島地区において、水俣病被害者をはじめとする地域内住民の交流による地域の再生、融和及び保健福祉の向上を図るとともに、水俣病、命、もやい直し、環境問題等に関連した地域間交流及び情報発信の活動拠点施設とするため、芦北町女島活力推進センターを設置するとしております。

第2条の名称及び位置で、名称を芦北町女島活力推進センターに、位置を大字女島770番地14としております。

第3条では管理について、第4条で休館日、第5条で開館時間、第6条から第9条にかけて使用の許可、使用の制限等、第10条から第12条にかけて使用料、使用料の減免等、第13条から第15条にかけまして指定管理者による管理に関して、第16条は原状回復義務、第17条は損害賠償、第18条で委任について定めております。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。川尻君。

○12番（川尻成美君） これは9日にですね、起工式がありまして、今後竣工に向けて着々と進んでいくものというふうに理解しておりますが、この条例が定められるにあたりまして、2、3質疑を申し上げますが、本来ならこの新規の条例ですので、所管の委員会に付託して十分な審議をされるものと理解しておりましたが、即決でございましてですね、2、3聞かなければいけないというふうに思いますが、まずこの条例の制定するにあたってですね、どの施設を参考にされたのか、同じ同類の施設がこの条例にもありますが、ほとんど一緒のような形であります、その点1点。また、5条の2項に町長が特に必要であると認めたときは閉館時間を変更することができるかとありますが、どういうときにこの時間を変更するのかというふうに思いますが、これは定めてある以上はということか予測されるというふうに思いますが、その点1点お願いします。また、一番大事なことは、別表1、2、3でございまして、これを見ましてですね、販売所あるいは厨房がございまして、1、2ではですね、時間帯で変わる場合、また2表では長期施設として変わる場合があるわけですが、今後、指定管理者の契約を結んで、その方たちが、受けた方たちが考えられることかなあとは思いますが、これを要するに予算化して予算を決めるわけですので、指定管理者にですね、1年間の予算を決められるわけであるので、この販売所、厨房というのは、どういう貸し方、利用の仕方をされる見通しなのか。例えば営業的にですね、1業者に貸して、それが軽食なりそう

いう形で出されるのか。例えば施設の誰か使用願を出して、そこの1日借りる中でいろいろな厨房を利用してですね、借りというようなことも懸念されるわけですが、例えば忘年会とか新年会とか、いろんな会を催すにあたって、厨房施設なんかを借りる場合も予測されますけれども、そういうことを想定をされているのかいらないのか。私はこういうのは非常に今後重要なことになると思うんですけども、その点についてお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤井公明君） 迫本住民生活課長。

○住民生活課長（迫本文雄君） まず、1点目の御質問のどの施設を参考にしたのかという件でございます。一番基本としましたのは、もやい直しセンターが類似施設というようなことで、ここらへんを一応基準に考えたところでございます。ただ、おっしゃられました販売所とか厨房とかは、もやい直しセンターはありませんので、そのへんは大野温泉センターを参考にさせていただきました。

次に、第5条のどういうときに時間の変更をするかという質問でございます。これにつきましてはですね、基本的にはこの条例で謳っております10時までの営業となりますけど、今考えておるところでは、朝市とかをやった場合ですね、この時間外になるかと思っておりますので、そういうのを想定しておるところでございます。

それと、3点目の販売所、厨房の利用のことなんですけど、基本はですね、公募によらない指定管理者というようなことで、地元の団体を考えておるわけなんですけど、地元の団体が使っていただくのが一番ベターかなというところで考えておるところでございます。ただ、どうしても年間、長期にわたって使用が難しいとなった場合は、先ほど川尻議員さんおっしゃられましたように、臨時的なことも考えておるところでございます。

以上です。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） そこで、だいたいこの施設でですね、どれくらい経費はかかるというふうな見込みであるのか。人件費等もあるんですけども、だいたい大まかに人件費あるいは施設に関するメンテ的なこと等あると思いますがどうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 迫本住民生活課長。

○住民生活課長（迫本文雄君） 維持管理費の質問かと思えます。維持管理費につきましては、燃料費、光熱水費、電気・水道使用料ですね、それとか浄化槽の保守点検委託料等々でおおよそ620万円程度を今考えておるところでございます。

以上です。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 意見第1号 公有水面埋立について

○議長（藤井公明君） 日程第9、意見第1号「公有水面埋立について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） それでは、意見第1号、公有水面埋立について、提案理由の説明をいたします。

本案は、芦北町が漁村再生交付金事業によりまして、牛の水漁港のその施設用地として埋立てをしようとするものです。これにつきましては、公有水面埋立法第2条第2項の規定に基づき、10月3日に熊本県知事に出願いたしました。これに対しまして、県知事は同法第3条第1号の規定により、公有水面埋立についての意見を求めたい旨の照会がございましたので、同法第3条第4項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

今回、埋立てをしようとする区域の位置は、お手元にございます議案に添付をしておりますけれども、図面のとおりでございます。

1工区が女島の埋立地と牛の水漁港を結ぶ臨港道路部分となりまして1,320.55平方メートル、2工区が物揚場等の用地となるもので2,885.57平方メートルであります。合計は議案書に書いてございますとおり4,206.12平方メートルということであります。

この議案のほうに戻っていただきますと、議案の埋立位置ということで、それぞれ各地番を表示してございますけれども、この表示した地番は埋立予定地に隣接するすべての土地を表示しておるところでございます。

なお、町長の意見は、ここに書いてありますとおり、この埋立てについては異議

がないという意見を提出したいということであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 関連質問ですけども、先ほどの公有水面を埋立てるにあたっては、その事業があるわけですけども、長期とはいいませんけれども、中期にわたる事業だというふうに思いますが、今の現場の進捗状況、見通し等を、分かっておりましたらお願いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） この事業につきましては、平成21年度から平成26年度の事業ということで、総事業費約4億円を予定をしております。昨年までに実施設計、環境影響調査を行って、本年度、埋立申請を10月3日に行っておりますが、その埋立申請に環境影響評価調書を提出するというので、その協議が1年間ぐらいかかって、ようやく見込みが立ちました。今度、この今日の意見をいただきまして、年が明けて1月4日に県知事の告示期間が満了いたしますので、その後、1週間になるのか、10日になるのか分かりませんが、埋立ての免許がこちらに届きます。それを免許をいただいてから入札ということになりますので、そして3月に契約の議決をいただきたいというふうに思っております。この部分については、約1億円で道路部分を着工をいたします。この道路部分につきましては、約、適正工期が6カ月ということになりますので、繰越しをまたお願いをしたいと思っております。その後、埋立地部分の工事を24年度の事業として行っていくというような段取りで進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから意見第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、意見第1号は、原案のとおり

り可決されました。

-----○-----

○議長（藤井公明君）　ここで議案の配付をしますので、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（藤井公明君）　配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君）　配付漏れなしと認めます。

-----○-----

日程第10　諮問第1号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（藤井公明君）　日程第10、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君）　諮問第1号、人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字女島523番地5、氏名、井川良一。

この件につきましては、前任者の辞任によりまして、法務大臣に候補者として推薦するために当議会に提案させていただくものであります。

井川良一氏でございますが、御案内のとおり、芦北町の職員として昭和49年7月から本年3月の退職まで、36年9カ月の長きにわたり奉職され、その間、商工観光課長を皮切りに、議会事務局長、企画財政課長、総務課長を歴任されました。氏の温厚にして篤実な人柄は、町民からの信望も厚く、また豊富な行政経験は人権擁護委員に最適と認め、ここに議会の意見を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井公明君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君）　討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、原案のとおり答申することに決定されました。

-----○-----

○議長（藤井公明君） ここで議案の配付をしますので、しばらくお待ちください。

[議案配付]

○議長（藤井公明君） 配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井公明君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

日程第11 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（藤井公明君） 日程第11、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 諮問第2号、人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字井牟田1757番地、氏名、濱田辰喜。

この件につきましては、平成24年3月31日に任期満了となるものでございまして、法務大臣に候補者として推薦するために当議会に提案させていただくものであります。

濱田辰喜氏でございますが、平成21年4月から人権擁護委員として法務大臣から委嘱され、現在1期目で現職として活躍されておられます。温厚にして篤実な人柄は、町民からの信望も厚く、また豊富な行政経験もおもちであることから、本委員に最適と認め、ここに議会の意見を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第２号は、原案のとおり答申することに決定されました。

-----○-----

日程第１２ 陳情第３号 障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法の制定を求める意見書を地方自治法９９条により提出することを求める陳情書

日程第１３ 陳情第４号 最低保障年金制度の創設を求める陳情

日程第１４ 陳情第５号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書

日程第１５ 陳情第６号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める陳情書

日程第１６ 陳情第７号 改正介護保険制度の充実に関する意見を求める意見書の提出に関する陳情書

日程第１７ 陳情第８号 所得税法第５６条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書

日程第１８ 陳情第９号 国民健康保険医療費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める陳情書

○議長（藤井公明君） 日程第１２、陳情第３号「障がい者の権利を保障する新たな総合福祉法の制定を求める意見書を地方自治法９９条により提出することを求める陳情書」から日程第１８の陳情第９号までを一括議題とします。

この陳情につきましては、会議規則第９０条第１項の規定により、お手元に配付しております請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

常任委員会におきましては、慎重な審査を実施され、その結果を委員長から報告願います。

-----○-----

日程第１９ 陳情第１０号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書

○議長（藤井公明君） 日程第１９、陳情第１０号「防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める陳情書」を議題とします。

お諮りします。陳情第１０号については、会議規則第９０条第２項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第１０号は委員会付託

を省略することに決定されました。

内容については、お手元に配付しております陳情書の写しのとおりであります。

これから陳情第10号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから陳情第10号を採決します。

お諮りします。

本件は、採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第10号は採択することに決定されました。―――○―――

○議長（藤井公明君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

―――○―――

散会 午前11時23分

平成23年第8回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成23年12月16日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

日程第1 一般質問

日程第2 発議第1号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの
体制・機能の充実を求める意見書案

（一括議題 日程第6まで）

日程第3 総務常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の
申出

日程第4 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調
査の申出

日程第5 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調
査の申出

日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出

（閉 会）

2 出席議員（16人）

1番 坂 本 登 君

2番 林 田 燿 宏 君

3番 宮 内 道 則 君

4番 寺 本 順 一 君

5番 古 村 逸 男 君

6番 白 坂 康 浩 君

7番 草 野 安 道 君

8番 前 田 徹 一 君

9番 元 山 秀 志 君

10番 宮 尾 秀 行 君

11番 平 松 洋 一 君

12番 川 尻 成 美 君

13番 水 口 宣 之 君

14番 岡 部 恵美子 君

15番 寺 本 修 一 君

16番 藤 井 公 明 君

3 欠席議員（0名）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 竹 崎 一 成 君 副 町 長 藤 崎 正 司 君

教育委員長	澁谷百鍊君	教 育 長	竹浦裕道君
総務課長	中原豊徳君	企画財政課長	井上民男君
税務課長	農中豊君	住民生活課長	迫本文雄君
福祉課長	大岩憲治君	農林水産課長	柳田豊彦君
商工観光課長	坂梨優君	建設課長	山口純志君
上下水道課長	湯野一之君	会計管理者兼	吉田茂君
田浦基幹支所長	野口博司君	会計室長	永田光洋君
生涯学習課長	寺川健一君	教育課長	早川純一君
		農業委員会	
		事務局長	

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	福山勝廣君	次 長（主幹）	福田貴司君
--------	-------	---------	-------

平成 2 3 年第 8 回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	坂本 登	1 杉迫地区飲料水供給施設の改良と援助、強化について	① 杉迫地区飲料水供給施設は、合併後一定の整備が行われたが、当初より水量が少なく、利用世帯が使用するための水量が不足していた。そのためたびたびモーターが焼きつき故障していた。現在、雨が多い時には赤泥色に濁る元の井戸と設備を使っている。 町は、非衛生的な家庭用水を利用し生活を行っている、杉迫地区住民の現状を把握しているのか。 ② 新しく整備された飲料水供給施設は、絶対水量が少なくポンプが焼きつき故障したため現在は使われていない。故障の原因を調べ、住民が安心して生活できる水道水にして欲しいが如何か。早急に雨天時の濁った水の水質検査をして欲しいが如何か。 ③ 大雨の時、赤泥色に濁る水が大量に溢れている。取水口上流の迫の整備を行い、これが取水口に入らないように整備をして欲しいが如何か。	町長及び 担当課長
		2 少子化対策及び子育て世代の支援について	① 少子化対策の一環として、出産時における負担をかるくするために、第一子5万円、第二子10万円、第三子30万円を出産祝い金として交付する制度を確立して欲しいが如何か。	町長及び 担当課長

		② 子育て支援の一環として未就学児までの子を持つ家庭に対し、育児に係る経済的負担の軽減を図り、子供を産み育てるよき環境づくりの一環として、町内商店全てで利用可能な一定額の金券を交付し、子育て支援及び地域商店街活性化を目的とする制度を確立して欲しいが如何か。 ③ 子どもの医療費に対する助成を18歳までに引き上げて欲しいが如何か。	
	3 地域間交流スポーツグラウンド観覧席の設置について	地域間交流スポーツグラウンドがつくられ、水はけが非常によく野球関係者などから喜ばれ利用されているが観客席が整備されていない。 選手や保護者を含め、各種スポーツ団体の関係者から観客席を整備して欲しいという声が多い。急いで整備すべきだと思うが如何か。	町長及び 担当課長
	4 水俣病特措法における対象外地域被害者の救済について	① この間、芦北町の対象外地域のうち山間地の一部で集団検診が行われてきた。その結果、大多数の人が水俣病特有の症状を持っていることが明らかになった。マスコミ等の報道によると毎月300名を上回る新たな申請者があり、年明けには大がかりな集団検診も行われようとしている。 環境省は、12月時点での申請状況を見たうえで締め切る日を判断するとしている。町長は、現状で申請を打ち切ることに對してどのように考えるのか。	町長及び 担当課長

			② 天草地区の対象外地域等では、11月に県の説明会が行われた。 芦北町は町内に対象地域と対象外地域との二つの地域があるが山間地の町民が取り残されることのないように、県に対し、対象外区域での水俣病の説明会及び相談会等を開くよう要請すべきだと思うが如何か。	
2	川尻成美	1 山林の町への寄附受入れの経過と町議会への報告について	昨年11月約34haの山林を町への寄附申出があり、受け入れたことについて、財産に関する調書への記載のみで、町議会への何ら報告もなかった。 ① 寄附の申出から受け入れまでの経過を詳細に明らかにされたい。 ② 町民の間でもいろいろと話題になっているが寄附申出の理由は何だったのか。 ③ 9月議会で「財産に関する調書」に記載したのみで何ら説明をしなかったのはなぜか。	町 長 町 長 町 長
		2 定例議会における行政報告の実施についての議会への申し入れについて	津奈木町、旧田浦町は勿論県内、県外全市町村議会の定例会で実施されている行政報告の実施を町議会に申し入れる考えはないか。(議員必携P158～159)	町 長
		3 湯浦温泉センター改築の基本構想について	老朽化した湯浦温泉センターを改築することになったとのことである。 いで湯の里として、町民に親しまれてきた温泉であり、地区住民は勿論、町民の声や心が反映した施設とすべきである。	町 長

			町長としての改築の基本構想はどうか。	
3	寺本順一	御立岬公園の振興(整備)について	御立岬公園が開園されてから20年余が経過しました。 長びく経済不況や少子化などの社会的要因等により経営が悪化しています。 魅力的な公園になるよう再整備が必要な時期に来ているのではないか。 ① 公園内を花公園に整備し魅力的な公園に再生する考えはないか。 ② 温泉センターの食堂部門の充実を図り客のニーズに合ったメニュー開発に努める考えはないか。 ③ みかんの家が経営縮小(改善)により利用者が大幅に減少しているが将来にわたり現状のままでいくのか、更なる改善策は考えていないのか。	町長 町長 町長
4	林田耀宏	1 平成24年度から使用される中学校教科書について 2 家庭教育の支援拡大について	平成24年度から使用される中学校教科書が採択されました。これは平成18年に新教育基本法が制定されて初めての採択となりました。 ① 教科書が採択された経緯をお尋ねします。 ② 新しい歴史をつくる会が推進する教科書(育鵬社)を副読書とする考えはないか。 平成18年の新教育基本法では、親は子の教育に第一義的責任を有するとして「家庭教育」が重視されることになりました。 ① 家庭教育支援員をどのように活用しているか。	教育委員長 教育委員長

			② さらなる家庭教育への支援をどのように取り組むのか。 ③ くまもと家庭教育10か条を広めるとあったが、どうなったのか。	
--	--	--	--	--

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（藤井公明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者は4人で、通告表はお手元に配付しております。

質問時間は従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限いたします。それから、一般質問は通告制でありますので、通告者の質問に関連して求める関連質問は許可されません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。

なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、発言を許します。

はじめに、坂本君。

○1番（坂本 登君） 皆さん、おはようございます。

日本共産党の坂本登でございます。議長の許可がありましたので質問をいたします。

今日の少子高齢化や格差社会は、世界の経済危機の中で地方自治体の努力だけでは住民の暮らしを守るのが困難な状況にあります。町としても、議会としても、国に対してははっきりものを言うことが大切だと思います。アメリカニューヨーク、ウォール街で始まった貧困と格差に反対する運動が全世界に広がっています。この運動が掲げるスローガン「1%の大金持ちが支配する社会でいいのか」、私たちは99%は生活保護者が205万人を超えている日本の現状とも響き合うものです。今、民主党政権での野田内閣が進めようとしている税と社会保障の一体改革とは、社会保障制度の大改悪をやりながら消費税を2倍にするという、これまでのどんな庶民増税、社会保障改悪にもなかった最悪のものであります。年金では支給開始年齢の引き上げ、年金支給額の引き下げなど、大改悪が議論されています。医療では70歳から74歳までの医療費窓口負担を1割から2割に増やす計画がされています。社会保障の大改悪と消費税増税など、絶対許すべきではありません。

野田総理はTPP問題でも、11月のAPEC首脳会議で日本列島に広がった反対の世論と運動に耳を貸さず、国民へのまともな説明もないまま、TPP参加方針を表明しました。ぎりぎりまで方針を隠し、国会での議論からも逃げたまま、闇雲に事を進めることは民主主義を文字通り蹂躪する暴挙であります。

芦北町議会３月定例会で、私のＴＰＰ参加した場合についての質問に対し、柳田農林水産課長から、芦北町に当てはめた試算の数字では、米や畜産、いわゆる牛肉など、壊滅的な影響が出ると答弁されています。ＴＰＰに参加すればゼロ関税とされ、日本の農林水産業、畜産業に壊滅的打撃を与え、被害は国民生活のあらゆる分野に及ぶことになります。芦北町議会としてすでにＴＰＰ参加反対の意見書を全会一致で可決し、国に対しはっきりものを言い、町民の命と暮らしを守るために、一丸となってがんばっています。

先月、１１月１３日、福岡市で開かれた「さよなら原発福岡１万人集会」に、水俣芦北からバス２台で、私も参加し、全九州、韓国からも世代や立場の違いを超えて１万５、０００人が集まりました。福島県から避難してきた２０代の赤ちゃん連れの御夫婦と直接話をするのができ、話の中で御主人が「子どもを守りたい一心で避難してきましたが、未だに原発事故の影響に危機感を持たず、安全だと思っている人が多いことに気づき、声を上げなければ、行動しなければと思って今日は集会に参加しました。無関心は危険だ、命が大事、子どもを守れと、大きな声で訴えます。」とおっしゃっていました。私は、原発の危険から命と健康を守る上で、原発からの速やかな撤退の一点での共同を広げ、立場の違いを超えて、引き続き国に対しはっきりものを言い、今後、議会として意見書が採択されるよう一生懸命がんばります。国が大企業、大金持ちを優遇し、中小企業や国民に冷たい政治の中で、地方自治体も年々厳しさを増していますが、住民の福祉の増進を図るために努力することが地方自治体の基本的な仕事だと思います。

質問に入ります。最初に、杉迫地区飲料水供給施設の改良と援助、強化について３点お聞きいたします。

①杉迫地区飲料水供給施設は、合併後、一定の整備が行われましたが、当初より利用世帯が使用するための水量が不足していました。そのために度々モーターが焼きつき故障していました。現在、雨が多いときには赤泥色に濁る元の井戸と設備を使っています。町は、非衛生的な家庭用水を利用し生活を行っている杉迫地区住民の現状を把握していますかお答えください。

②新しく整備された飲料水供給施設は、絶対水量が少なく、ポンプが焼きつき何度も故障したため、現在は使用されていません。早急に故障の原因を調べ、雨天時の濁った水の水質検査をして、住民が安心して生活できる水道水にしてほしいと思いますがいかがでしょうか。

③大雨のとき、赤色に濁る水が大量に溢れています。取水口上流の迫の整備を行い、濁り水が取水口に入らないように整備をしてほしいと思いますがいかがでしょうか。

2つ目は、少子化対策及び子育て世代への支援について、3点お聞きします。

①少子化対策の一環として、出産時における負担を軽くするために、第1子5万円、第2子10万円、第3子30万円を出産祝い金として交付する制度を確立してほしいと思いますがいかがでしょうか。

②子育て支援の一環として、未就学児までの子をもつ家庭に対し、育児に関わる経済的負担の軽減を図り、子どもを生み育てる良き環境づくりの一環として、町内商店すべてで利用可能な一定額の金券を交付し、子育て支援及び地域商店街活性化を目的とする制度を確立してほしいと思いますがいかがでしょうか。

③子どもの医療費に対する助成を18歳までに引き上げてほしいと思いますがいかがでしょうか。

3つ目の質問は、地域間交流スポーツグラウンド観客席の設置について質問をいたします。地域間交流スポーツグラウンドが造られ、水はけが非常によく、野球関係者などから喜ばれ利用されていますが、観客席が整備されていません。選手や保護者を含め各種スポーツ団体の関係者から、観客席を整備してほしいという声が多くあります。急いで整備すべきだと思いますがいかがでしょうか。

最後の質問に入ります。水俣病特措法における対象外地域被害者の救済について、2点お聞きします。

①この間、芦北町の対象外地域のうち、山間地の一部で集団検診が行なわれてきました。その結果、大多数の人が水俣病特有の症状を持っていることが明らかになりました。マスコミの報道によると、熊本県では毎月300名を上回る新たな申請者があり、年明けには大がかりな集団検診も実施されると述べられています。環境省は12月時点での申請状況を見た上で締め切る日を判断するとしています。町長は現状で申請を打ち切ることに對してどのようにお考えですか、御所見をお伺いいたします。

②天草地区の対象外地域などでは、11月に県の説明会が行なわれました。芦北町は町内に対象地域と対象外地域との2つの地域がありますが、山間地の町民が取り残されることのないように、県に対し、対象外区域での水俣病の説明会及び相談会を開くように要請すべきだと思いますがいかがでしょうか。明確な答弁をお願いいたします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（藤井公明君） これより答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本登議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、まず少子化対策及び子育て世代の支援についてからお答えをさせていただきます。出産祝い金につきましては、平成17年度まで、いわゆる合併

の年でありますけれども、子宝祝い金として支給しておりました。しかしながら、少子化対策としての効果が確認できませんでした。また、その当時、保護者の方々から、子ども医療費助成のほうが経済的負担の軽減につながるとの意見をお聞きしておりましたので、今後も効果とその動向を見極めていきたいと思っております。

2番目の金券交付の件でございますが、これにつきましては未就学児に限らず、全町民を対象にした制度を考えていかなければ、不公平による反発が懸念されます。また、多大な財政負担と事務負担を生じますので、現時点では困難ではないかと考えております。

子ども医療費のお尋ねでございますが、この件につきましては高校3年生まで対象とすべく、すでに本年度4月から検討し事務を進めているところであります。

続きまして、水俣病特措法関係でございますが、本町といたしましては、すでに県に対し町長の意見として、早期申請締切は好ましくなく、可能な限りの延長を希望する旨を表明しているところであります。

ほか残余の質問につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（藤井公明君） 湯野上下水道課長。

○上下水道課長（湯野一之君） おはようございます。

それでは、質問事項の1についてお答えいたします。杉迫地区飲料水供給施設について3点お尋ねでございますが、町内の飲料水供給施設につきましては、地元の管理組合等により管理運営がなされており、町が直接管理する施設ではありませんので、その点は御認識をいただきたいと思います。これまで問題点の改善方法等について、助言を行っておりますが、現在のところ、地元からの要望はあっておりません。なお、施設に関する要望等につきましては、区長さんを通じていただきますと、調査・検討を行った上で、要件を備えたものについては助成を行っております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 寺川生涯学習課長。

○生涯学習課長（寺川健一君） おはようございます。

それでは、御質問の3番目でございます。地域間交流スポーツグラウンドに観覧席の設置ができないかというような御質問でございます。これにつきましては地域間交流スポーツグラウンドにつきましては、各種競技者を主とした多目的施設として町内外の方に多く御利用いただいております。御質問がありました観客席の整備につきましては、すでに芦北町の軟式野球連盟のほうからもですね、お話がっておりますので、設置可能であるか検討中でございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 迫本住民生活課長。

○住民生活課長（迫本文雄君） おはようございます。

4 番目の水俣病特措法における対象外地域被害者の救済についての②の対象外地域の説明会開催についての答弁でございます。説明会の開催実績等につきましては、前 9 月議会で御説明申し上げておりますとおりでございます。その開催にあたりまして、本町では対象地域と対象外地域が混在しておりますので、すべての説明会におきまして全町民の皆さまをその対象とし、広報で周知してきたところでございます。今後におきましても、県は町の要請により、いつでも説明会を開催する用意がある旨の協議はすでに整っておりますので、状況を見ながら年明け以降におきまして適宜開催を計画したいと考えております。基本的には全住民を対象に周知を図り、役場本庁と地域活性化センターの 2 カ所で実施したいと考えております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1 番（坂本 登君） まず、杉迫地区の問題について、2 回目の質問をいたします。

今、課長からの答弁で、町の管理ではない、また地元の声が上がっていない、区長からの要請があれば援助等の相談に乗るということだったかと思います。新しく施設を造ってありますが、この施設はどういういきさつで合併してから造られたんでしょうか。いきさつは水が汚れるからという声が上がったんでしょうか、どういう経過で新しいのが造られたんでしょうか。

○議長（藤井公明君） 湯野上下水道課長。

○上下水道課長（湯野一之君） お答えいたします。

杉迫地区のですね、飲料水供給施設につきましては、一番最初の設置が昭和 58 年となっております。それをずっと使ってこられたわけですが、平成 16 年にですね、表流水が混入が多くなって、濁りがひどくなったということで、平成 16 年に地元からの要望が上がっておりまして、それに対して最初の井戸の表流水の混入を防ぐための工事を行ってあります。しばらくそれで使っておられたわけですが、どうしても治まらないということで平成 19 年にですね、再び陳情に参られまして、その中でいろいろと検討がされているんですけども、どうも新しい井戸を掘ったほうがいいようだという結果になりまして、平成 20 年に新しい井戸が完成しております。

経過としては以上でございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1 番（坂本 登君） 経過としては、混流水が入るということはもう当に御存知であったかと思います。そして、この地元からの声がないと、これは私がもう 10 月の時点でですね、地元の声を代弁者として役場に来てですね、職員の方に直接伝えて

いるわけです。これが住民の声じゃないんですかね。だから、そのときの職員の担当の2人は、もう本当にすぐ対応してくれまして、私と一緒に現場まですぐ行ってくれました。職員の2人の方には感謝しております。そこで説明も住民の方に、役場の現状での説明も職員が丁寧にされました。これが地元からの声じゃ、私が届けたのは地元からの声じゃないんですか。担当が2名、適切な処置で私について現場に声を聞き、役場の説明をして、住民の方に理解をしてもらおうと努力を職員は2人、一生懸命なさいました。それでもって、住民の方に私が1週間ほど経ってから、もう一回職員を訪ねて、それからどうになりましたかということで、担当の職員を訪ねたところ、今のところまだあれから何も言ってきてませんということだったので、これはおかしいなと思って私はまた現場に、杉迫のほうに入りまして、各家をずつと一軒一軒回って声を聞いてきました。その中で、やはり町の職員の説明では、今の条例では30万円以上の工事については半分補助を出す制度がありますと、だから原因を調べて、配水管が漏れているかも分からないというような説明だったものですから、住民の方は、いや、配水管が漏れていることはない、配水管が漏れているんだったら、今、昔の設備に戻して水はどんどん出るんだから、配水管だったら今もどんどん漏れて、その施設からも水が足らなくなるはずだというようなことをおっしゃって、金がかかるなら、ああもういいわと、雨が降るときだけけんということで、もう声がしぼんでしまったような状況がありました。そして、住民の中には一人暮らしの年老いた女性の方から話を聞くことができました。雨の続く日は天気予報を見ていて、約3日間か4日間ぐらいの水はペットボトルか何かに入れて、もう置いていると、汲み置きをしている。しかし、今年みたいにひどい大雨が続いたり、梅雨の時期が長かったりすると、その貯め水がなくなってしまって、風呂に貯めてた上水でご飯を炊いたり、洗濯をしたりとか、こういう本当に今現代にこういう生活があるのかというような話を聞かせていただきました。そこでお風呂に入るときも、もうやっと沸かしたお湯が底に足をつけた途端にぬるっと滑ると、そして腰を打って本当に痛い思いをして、今は手すりを付けたけど、それに対して3万円かかったというような、本当に悲痛なですね、生活実態があります。住民の方に聞くとですね、もともと濁るようになった原因は、御立岬公園の整備が始まって山の開発がされてから濁るようになったというふうな住民の方が大半です。なので、それが原因であれば、町が知らぬ存ぜぬではいけないんじゃないでしょうか。新幹線でもトンネルを掘ったら水が出なくなったところにはちゃんと地域に処置をしますね。そういった意味でその因果関係や住民の方の本当の声をやっぱり聞いていただきたい。

そして、区長からの要望があればと答弁にありましたが、議員からの声は区長よ

りも権限がないんですか、課長。たくさん地域に議員さんがいらっしゃいます。区長を通さないと、この陳情とかが上がらないんでしょうか。議員からの声や要望では動かないんですか、町は。そのへんのところはしっかりこたえていただきたい。また、そういった憲法25条にも最低限の生活を営む権利を有するという、最低限の権利をも侵されているような雨の日が町長、やっぱりそういう泥水でお年寄りが不憫な生活をしていらっしゃることに対して、やはりきれいな水をやっぱり出るように、安心してやっぱりそこでは小さな子どもを育てている住民の方もいらっしゃいました。もう当たり前の水が出るように、町も非常に難しい問題だとは思いますが、その1点で何か援助をしていただけないでしょうか。住民の声を聞いていただけないでしょうか、町長、そのように思いますが、どうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 飲料水関係につきましては、上水道、それと簡易水道、それと生活給水施設があるわけでありますが、今のお尋ねはこれは生活給水の分野に入りますね。これは本町にもたくさんあります、あちらこちら。それぞれやはりそのこの地区の事情によって起こるトラブルあたりも違うわけでありますけれども、これはですね、議員さん方の御発言は尊重は当然していくわけでありますけれども、日常生活、あるいは地区の運営等々につきましては、町が公式に委嘱をしております行政区長さん、これは行政嘱託員でございますので、地域のことをですね、町へつなげていただく役割でございますので、日頃からその地域の実情は詳しく御存知でありますので、そういう行政嘱託員の人からまとめ上がったものをつなげていただくと対応するということでありまして、住民お一人お一人の声をそれぞれ窓口で聞いておったら、それこそ事務量が大変になるわけでありますので、84名の行政区長会、区長会ですね、この機能を十分に活かすべくやっておるところであります。

それと、本件につきましてはですね、私も陳情を受けました。そして、交付要項にしたがってお手伝いもしたわけであります。その後、いろんなトラブルが生じたのも聞いておりますが、先ほど重複しますけれども、担当課のほうから、こうされたらどうですか、ああされたらどうですかというですね、助言もしてるんですね。それが具体的にまだこちらに跳ね返ってきてないという状況でございますので、議員がおっしゃるようなことはよく分かります。文化的な生活を営むと、今の時代にと、同感でありますので、今後地元の代表の方々あるいは区長さんとですね、こういう御発言がありましたが、その後どうですかということで、こちらからまた問いかけをしてみたいと思いますので御理解いただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 本当に心が伝わって良かったなと思います。

それとあと、区長会、また地域の区長さんを私も否定するものではありません。立派な組織だと思って、地域のために一生懸命声を伝える役目だと認識はしております。しかし、本当に泥水が出るという、このやっぱり状況をですね、今町長が言われたように何とか難しい問題であっても、その水で生活する現状がもう分かっているわけですから、何とか手を打っていただきたい、そのように前向きに考えていただきたいと思います。

それで、取水口の上の迫ですね、ここも現場は御存知と思いますが、ここの整備についてはちょっと答弁が、僕の聴き漏れが分かりませんがなかったように思いますが、この迫の問題についてはどう考えていらっしゃるでしょうか、課長でもいいですけど。

○議長（藤井公明君） 湯野上下水道課長。

○上下水道課長（湯野一之君） 迫の整備についてお答えしたいと思います。迫の整備についてはですね、表流水が入り込む箇所というのが特定できませんものですから、この三面張水路等を施工してもですね、濁り水が解消されるという保障がないということと、もう一つですね、水源の涵養という観点から、水路の整備によって、降った雨が直接流出してしまうことになりますので、地中への浸透水がますます減少し、もともと少ない取水量がさらに少なくなる恐れがあるのではないかと懸念がございますので、私としては推奨できません。

以上です。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1 番（坂本 登君） この迫の問題も水の問題もですね、住民の区長さんまた住民からの声を待つんじゃなくて、こういうやっぱり濁り水が雨の日には出て、10日も1週間もそういう水で生活をしていらっしゃるという実態が明らかになったわけですから、町のほうから率先してですね、住民の方に声を聞きに行くというような努力をしていただきたいと思いますが、最後にそのところを町長にもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この件につきましては、繰り返しになりますが、管理組合の代表の方、そしてまた区長さんにお話をしたいというふうに思います。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1 番（坂本 登君） ありがとうございます。

次に入ります。少子化対策、子育て支援についてであります。2回目の質問をいたします。まず、1番、2番につきましては、もう私も兼ねてからですね、この芦北町の次世代育成支援行動計画、後期計画というこの資料を見せていただきまして、

第4章行動目標の設定の（8）に、町独自の子育て支援の推進と、課題は子育てに係る直接的成本の軽減を図りますということで21年度実証済みで、小学3年から中学3年までの医療費の助成の引き上げを実施したということになっています。こういったところに子宝祝い金の支給を行っていましたがという説明もちゃんと書いてあります。それで、今は本当に少子高齢化で、子どもがどんどん減っていくという日本の世の中の中で、芦北町も同じ状況におかれまして、そういうふうに感じていたところ、NHKで宮崎県の西米良村のことが報道され、6月の熊日新聞にも大きく報道されて、これはすごいことだなと、この少子高齢化に平均の倍近い出生率を誇っている村があるんだということでちょっと調べてみたところ、いろんな子育て、若者支援という施策をですね、たいへん取り組まれています。夏場に私たち日本共産党の水俣芦北の、津奈木も含め、議員団で視察にも行ってまいりまして、話も聞いてまいりました。そういった意味で、もうそういうところの参考にしてですね、また芦北町独自の若者支援、子育て支援というものに取り組んで検討していただきたいと思います。町長、どうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 少子化対策あるいは子育ての家計負担軽減につきましてはですね、今後とも可能な施策を求めてですね、私どもも努力を重ねてまいりたいと思います。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） もう③の18歳まで医療費の助成をしてもらえないかということに対しましては、今町でもいつでもというか、今考えているという答弁でした。たいへん良いことだと思います。これは町の直接に聞いた話にですね、本当に中学3年生を今現在もっていらっしゃる親御さんから、突然のケガなどで本当に15歳までの医療費のこの助成は助かったと、今度高校に行くけん高校生までならんどかと、もう町長にはそうら感謝しとるといような声もいただいております。そして、荒瀬ダムの問題で坂本村に行きましたときに、八代市と合併して15歳まで医療費が無料だったのが、小学校入学までというふうに下げられて、たいへんもう残念で、芦北町は15歳までやってますよと行ったら、引っ越してこようかなというふうな、やっぱり15歳でも先進的な取組みをなされているというものは重々承知しています。しかし、熊本県ではもう22自治体が中学3年までやっておりますし、玉名郡の和水町というところは、18歳まで今度、御存知のとおりやりました。だから、ぜひこれがですね、町長独自のオンリーワンの施策をつくっていただいて、また町民から喜ばれるような制度をつくっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） これにつきましては、他町に先を越されまして、2番手になるということでもございますが、しかし我が町のオンリーワン施策に変わりはないと思いますので、これが実現に向けて議会の皆さん方の御理解を求めていきたいと思ひます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） ぜひ実現できるように、町民の皆さん、また近隣市町村から引っ越して来られる方が増えるかもや知れませんが、人口増加、また芦北町から高校を卒業して他県に就職で出られて、子育て世代になって苦しんでいる子どもさんやお孫さんが、わぁもうこがんきつかなら芦北町に帰ろうと、芦北町のほうが子育てはしやすいぞというようなやっぱりことですね、どんどん子どもさん、お孫さんが子どもを連れてたり、また独身者が帰って来れるような町にしていきたい、このように思ひます。

次のグラウンド問題に入らせていただきます。グラウンドは野球連盟のほうからも声が上がっているという答弁で、前向きな答弁だったので、これは私も野球は大好きで、野球は単なる勝ち負けのスポーツじゃなくて、団体スポーツでありますし、チームワークなどから人の絆やつながりが生まれていきます。助け合いも生まれます。人間教育としてですね、子どもを育てるという意味でも、たいへんスポーツまた野球は役立っていると思ひます。また、今後、海浦出身のソフトバンクホークスですね、プロ野球選手、高岡選手と、ちょっとすみませんが、もいますので、そういったプロ選手が選手を連なっているですね、自主トレーニングとかそういった感じで正月や1月中に来て、トレーニングをするということに今後考えられますし、またプロ野球OBの方をお招きしてですね、少年野球等も開催されることも考えられるわけですから、ぜひとも観客席を設置を大いに前向きにですね、取り組んでいただきたいと思ひますがいかがでしょうか。

○議長（藤井公明君） 寺川生涯学習課長。

○生涯学習課長（寺川健一君） 今議員がおっしゃいましたようにですね、この施設は町内外の方ですね、スポーツを通じて交流を深めていただくという意味で非常に大きな効果を出しておりますけれども、グラウンドの今、外周につきましてはですね、ジョギングコースでありますとか、あるいはピッチングマウンド、それとあと走り幅跳び用のですね、助走路、砂場等々がございまして、非常に設置するとなりましたらですね、非常に難しい面もございまして、安全性等を考慮しながらですね、今後さらに検討させていただきたいというふうに思ひます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1 番（坂本 登君） そのへんの安全面はもう本当に専門的知識を大いに発揮されてですね、役場の職員の中にも野球関係者、また審判をされている方、たくさんいらっしゃいますので、いろんな意見をお聞きになって、前向きに進めていただきたいと思います。

最後に、水俣病について2回目の質問をさせていただきます。①について、町長から本当に前向きな答弁をいただきました。これは前回も取り上げたんですが、前回は私の声を県につなぎたいというような答弁だったと思います。今回は本当に県に対して、好ましくない、延長を希望すると、自分の意思として伝えてあるというふうに答弁をされたと受け取りました。本当に町民の皆さんにですね、勇気を与える、また差別や偏見をなくしていく上で、町長としての言葉としては本当に決意をされたなあとと思います。この間、もう医師団やら患者会などがどんどん新聞報道にも報道されています。また、行商ルートで山間地に魚が入って、それを食べた人たちが水俣病特有の症状があったと医師団から発表がされました。芦北町には対象地域外といわれている、また大野、古石、いろんなところがあります。今回のこの地域に限らず、そういうところですね、全町を対象にするのはもちろんのことですが、今度、説明会場を対象地域外といわれている場所ですね、是非やっていただきたい。また、そのときに県と国というのが主体性をもちますと、地域の住民とは距離がありますので、町が独自にやはりその地域に、対象外地域に入って、こういう説明会をやりますということを、公民館でやりますというような積極的姿勢を見せていただきたい。そういう対象地域外といわれるところで行ってほしいと、要望してほしいと思いますが、町長、どうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 現在のところはですね、それこそあとう限りの広報、そしてまた周知をしておるところでありまして、それ相当の私は効果は出ておるというふうにも認識しております。ただいまの件につきましては、一応お聞きしたところでですね、答弁させていただきます、検討させていただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1 番（坂本 登君） 本当にですね、特措法の13条には、今町長が言われましたように、あとう限りの救済というふうになっています。また、実態調査をするということも文言に入っていますので、まだまだ実態を解明できないまま打ち切るということは決して、被害者の地域の町民として放置できないし、今町長が言われたように、まだ潜在患者がたくさんいるという状況が分かりつつある中で、もう3年を目途に終了するというようなことで、この12月の申請状況を見て判断するというふうに、国の雲行きが締め切る方向で進んでいるような状況も受け取れるわけですね。

で、もう先ほど町長が言われました、この状況で締め切るのは好ましくない、延長を希望する、また地域外区域での相談会、そういったことも検討するという事を言われましたけど、もう一度そのところ、はっきりと決意を、また心意気を町民のまた立場に立ってですね、水俣病、本当に辛い水俣、津奈木、芦北地域は辛い辛い思いをしてきた地域であります。そのところを答えていただいて、私の質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 先ほど言いましたように、ある程度の周知効果は出ておるというふうに私どもは判断をしておるわけですが、さらにこれに力を入れていくのは当然でありますので、もっともっと周知をしていきたいと思いますが、区域外の件につきましては、少し勉強させていただきたいと思えます。

○議長（藤井公明君） 坂本君の質問が終わりました。

次に、川尻君。

○1 2 番（川尻成美君） おはようございます。2 番目の登壇になります。

私は、今定例会におきましては、通告してあります3つの事項について質問をいたします。

第1は山林の町への寄附受入れの経過と町議会への報告について、第2は定例議会における行政報告の実施についての議会への申入れについて、第3は湯浦温泉センター改築の基本構想についてであります。

まず、第1の質問は、町民5名の方からの町への山林の寄附申入れの経過と町議会への町長の報告についてであります。昨年11月、約34ヘクタールの山林を町へ代表の方ほか4名の方から寄附したいとの申入れがあり、町長はこれを受け入れることの意味表示をして、町の財産として受け入れたとのことで、登記の手続きも確実に済ませて財産台帳に組み入れたはずであります。先の9月議会に提出されました平成22年度一般会計歳入歳出決算の附属書類の一つ、財産に関する調書でございます。こういう調書がございまして、財産の科目が表記されております。この財産のほうに増として記載して、議会に提出されてありました。総務常任委員会での決算審査で説明をさせるべきでありましたが、その機会を得ることができず、私自身、議員としての責任といえはそのとおりでありましょうが、それ以前の問題としてこれだけの財産が急の申出を受けて、いろいろな検討や手続きをとって寄附を受け入れた町長として、町民代表の議会に一言の説明もなく、また報告すらしない竹崎町長の対応に私は大きな疑問を抱かざるを得なかったのであります。同議員に聞きましても、まったく同感とのことであります。

そこで第1点は、寄附の申出があったのが何月何日で、どんな形でなされ、正式

に受け入れを決めて、相手に通知するまでの経過、すなわち現地の実態、境界の確認、特に町への寄附の目的なり理由等の聞き取りをどのようにしたのか、詳細明らかにされたいのであります。

第2点は、9月議会の後、町民の方々に聞きますと、町民の間でもいろいろと話題になっております。当然のことであります。その話題の中に代表者ほか4名の方々からの寄附とのことですが、その町への寄附申出の理由は何だったのですか。町民の方々、また私のまず第一に知りたいことであります。また、この寄附を最初、代表者ほか4名の方々から申出を受け付けたのは町長自身ですか、それとも職員の誰だったのですか。

第3点は、9月定例議会での決算の説明で、財産に関する調書の山林の欄に増と記載して何ら説明をしなかったのはなぜなのかであります。ほかの市町村や県でしたら、市町村長や知事なりが当然のこと、議会に報告して、町民なり県民に代わって感謝の言葉が述べられたはずであります。この点、町民に対して明らかにされる意味で明解な答弁を求めるものであります。

次に、第2の質問、定例議会における行政報告の実施についての議会への申入れについてであります。県内や全国の市町村議会、お隣の津奈木町、旧田浦町においても、各定例議会で3カ月間の閉会中のその市町村の行政運営上で重要な事項について責任のある報告をしていることは、行政責任者、関係の皆さんも周知のとおりであります。そこで、ただいま質問しましたことと関連して、本町も各定例議会ごとに議会の諸般の報告に次いで、町長から行政報告をしたいと申入れをする考えはないでしょうか。かつて町議会の議員としてもあられました関係上、また議会運営委員長の立場でありますし、そして議会議長としての経験も持っておられますから、当然この質問の趣旨は十二分に理解されていると考えます。申し添えますと、私が平成7年11月1日より芦北町議会議員として在職して今日まで、毎定例会において行政報告を聞いたことがなく、行政報告をさせない議会、議員であったことに恥ながら議会運営上の常識として、行政報告の実施を申し入れるものであります。

次に、第3の質問であります。湯浦町温泉センター改築の基本構想についてであります。本年、このセンターのトイレや設備機器等の改修が行われる予定でありましたが、あまりにも傷みがひどく、今後の運営に対して閉館の考えもあったとのことでありましたが、1300年も続くいで湯の里として町民に親しまれてきた温泉であり、改築の方向で進むとのことであります。地域住民はもちろん町民の声や心を反映した施設を望むものでありますが、改築にあたり、まず町長の基本構想はどう考えておられるのか質問をいたします。

以上、質問しましたが、町長の責任ある明快な答弁を求め、1回目の質問を終わ

ります。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の御質問にお答えいたします。

まず、山林の寄附の件であります。昨年10月に寄附したいとの話をお聞きしました。11月に現地の調査確認を2回行っております。また、併せて登記簿等による権利関係の調査も行いました。

続きまして、行政報告実施の件であります。芦北町におきましては説明が必要な事案につきましては全員協議会の開催をお願いしたり、また常任委員会等でも説明を行い、御理解をいただいているところでありますが、今般の行政報告の申入れを行うかどうかにつきましては、今後、議長と協議をさせていただきたいと思っております。

続きまして、湯浦温泉センター改築の件でございますが、当センターは昭和26年に緑泉荘として開業されました。この施設は地元根付いた古き良き銭湯として地元にとっては日常生活には欠かせないものでありましたが、開業以来60年が経過して、いたるところに老朽化が見られ、併せて設備が利用者のニーズに対応しにくいなどの支障が出てまいりましたので改築することといたしました。

基本構想はどうかということですが、基本的には地元住民をはじめとする方々が気軽に利用できる施設がよいのではないかと考えております。計画にあたっては、地元の説明会を開催する中で、現施設の性格を引き継ぐべく建て替えということと考えております。

以下、残余の質問につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（藤井公明君） 中原総務課長。

○総務課長（中原豊徳君） 川尻議員の御質問にお答えをしたいと思います。

①のほうからでございますが、寄附の申入れから受入れまでの経過を詳細に明らかにされたいということでございます。先ほど町長の御答弁のとおりで、現地調査、確認を行っております。その結果、山林としての資産価値、また一団となっている現状から、町有林として効果的な管理ができることと、権利関係につきましても問題がないということで、平成22年11月11日に正式に寄附申出提出をいただき、なお同年の12月17日に所有権移転登記を完了しているところでございます。

2番目の町民の間でいろいろと話題になっているということで、寄附の申出の理由は何だったのかということでございますが、寄附の申出書の中には、町有林などとして管理していただきたいというような理由でございます。

3番目にまいります。9月議会に財産に関する調査、何らかの説明はなぜしなかったのかということでございます。今回の寄附につきましては、議会の議決に付す

べき契約及び財産の取得、または処分に関する条例、または地方自治法に規定された負担付寄附に該当しない判断を行っていることから本件の説明を行っておらなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、2回目の質問をいたしますが、冒頭述べましたように、この調書、決算の常任委員会のほうに付託されまして、我々総務常任委員会が審査する中で付属書類してあったんです。ちょうど説明をしますよということが担当課からあったように記憶しておりますが。ちょうど時間がですね、常任委員会で時間が12時半ぐらいであったものですから、ちょうどやめた記憶がありまして、私は個人的にその担当の方とこれを説明をいただいた次第でございます。私が言いたいのは、この34ヘクタールもの寄附があったのを、この決算の調書だけに財産として載せるだけでよかったのかなあという疑問を抱いたわけですね。これは後で聞きますけれども、34ヘクタールのこの資産というのは、立木の価値としてですね、いくらあるのか資産価値をしてあると思いますが、現金ではありませんけれども、それなりの感謝なり、広報紙なり等で知らせてですね、町民に周知して、財産としてありましたというその感謝の意は私は必要だと、個人的には町長されたと思うんですけれども、最高責任者としてやはり広報紙なりそういう形で、また議会にはいち早くですね、これは12月の17日ということで、去年の議会が終わった後だというふうに思いますけれども、せめて3月議会ぐらいではですね、これは報告がいただけるものだったというふうに理解しておりますが、その点、町長、どういう考えでこういう、私が質問しなければこういうのが明らかにならなかったというのは、町長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 他意はございませんで、これまでもそうございましたし、また自治法上も決算時に添付する資料で済むということでございました。そこで疑義があればですね、お尋ねしていただきたかったわけですが、通常の報告をさせていただいたということでもあります。なお、広報「あしきた」では、町民の方々にはお知らせをしておりますし、寄附した方々、町外の方々もおられます。すべて御礼、感謝の意を表す文書を送付しておりますところでございます。今でも町内の方にお会いしますと、お礼も申し上げております。町民の皆さんも感謝しておりますということをですね、伝えてございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 広報紙のほうはちょっと私が見落としたということござい

ますけども、いわゆるそれでは閉会中の委員会の調査のときに、ちょっとこのことを3月25日に担当課も、今は現在代わってしまっておりますので、総務課長も管財のほうの係も代わっておられますが、34町はございまして、総立木の町有林の資産19万立米ほどあって、13億何某の評価額の金にすればあるということで、私もその寄附の34町のことを聞くのがですね、口頭でしたものですから、そのことを全然知らなかったものですから見落としたんですけども、どうせ調査された以上は全体でそれだけでしたので、この34町の立木ですね、資産価値というのはいくらあるんですか。それは担当課が知っておられると思います。

○議長（藤井公明君） 暫時休憩。

-----○-----

休憩 午前11時04分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（藤井公明君） これより開会します。

柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 農林水産課のほうで町有林の管理をしておりますので、寄附を受けるにあたってですね、財産の価値等を計算をいたしましたので、その数字を申し上げたいと思います。

まず、その前にですね、34ヘクタールの内訳でございまして、杉や桧の植林地が16.4ヘクタール、そして雑木林が17ヘクタール、そして残りの0.4ヘクタール近くが道路というふうな構成であります。それで、現場をですね、踏査をいたしまして、小林班ごとに樹種と材積を確認をする作業を行いました。そして、この財産評価を行うにあたって基準としてですね、財団法人日本不動産研究所というのがございまして、その寄附を受ける当時のですね、そこが公表をしております全国平均価格というものを参考にいたしました。まず、土地については、杉や桧の用材林、いわゆる人工林でございまして、それは10アール当たり5万899円、そして雑木林、いわゆる炭とかそういう材料にする雑木林につきましては3万3,939円という全国平均価格がございまして、これを単純に掛けますと、土地の価格は実勢価格として1,411万3,000円という評価でございまして、

次に、立木価格でございまして、これも同じ研究所が出しました全国平均の山元での価格、山元でこの木を買うというときの価格として、1立方メートル当たり、桧は8,128円、杉が2,654円というふうに公表をされておりますので、これをそれぞれその材積に、桧が2,570立方メートル、杉が2,193立方メートルという材積を計算をしておりますけれども、それをそれぞれに掛けまして2,

670万9,000円という評価でございまして、土地、立木合わせて4,080万円という評価をしております。ただし、この寄附をされた一部にはですね、極々一部ですけれども、100年を超える木というのもあります。そのようなことですので、実際はそれを実際売るということになりますと、その銘木とかということもありますので、今申し上げた価格よりも高くなるだろうと、安くなることはないだろうというふうに判断をしていると。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） こういう詳細についてはですね、委員会ですべき問題だったんですけどですね、こういうふうになりましたけれども、私が一番思ってるのは、さっき言いましたように、やはり何らかの形でですね、こういう形が議会にあったらよかったかなあというふうに思いますので、第2の質問の行政報告というのを関連で町長にどうだろうかというふうに言ったわけでございます。言わなかったもののこうは言いませんが、やはり今後開かれた議会の活性化を、今後議長も考えておられるようでございますので、議長に相談して云々よりも、町長自ら行政報告を3カ月の閉会中にはですね、大きな動き等があるならばですね、行政報告をされるならば、冒頭、果たしてこういうことはなかっただろうと思いますし、いろんな町長も多忙で、県あるいは国との折衝もございますし、芦北水俣広域行政のほうもあります。そういうことで、この前も合併後の負担金の問題でもいろいろ会議録を見たところでですね、奮闘されておったようでございますので、できればじゃなくて、每ごとですね、やっていただくというふうに私もいただけるものと今後思っておりますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この件につきましてはですね、町側から、あるいは議会側から、そういう申し出もすることができるように、私は議員必携では解釈しておりますけれども、どの程度、そしてまたどういう性格のものをですね、そういう行政報告の中に盛り込んだらいいのか、そういうのはやっぱり詰めがいきますので、ですから議長と相談させていただきたいということでございますので御理解いただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 1番と2番がちょうど重なったようでございますけれども、1番のほうのことですね、また元に戻りますけれども、今そういうことで町有財産としてありますので、これに対するこれを34ヘクタール受け入れたことによってですね、管理費ですよね、町有林管理のほうはどのような具合になるでしょうか。

管理人が1人増えるとか、これに対してはどのくらいの費用が、今までの全体像も含めてですね、どうなるのかちょっと詳細教えていただければと思いますが。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） お答えをいたします。

寄附をいただいたところの山を見てみますと、もう基本的にだいたい40年を超える山でありますので、基本的に伐採をするまでのですね、通常の枝打ちでありますとか、間伐でありますとかということがですね、そんなにかからない場所だというふうに判断しておりますので、これを受けたからといってですね、極端に管理費が増えるというふうなことではありませんので、通常の維持管理を必要に応じてやっていくという判断でおります。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） いわゆる管理人を増やすとか、そういうことじゃなくて、今の現場の中ですね、そう成木しているからあまり要らないんじゃないかということとでございましたので了解をいたしました。

2番目の行政報告については、今後乞う御期待をいたしますので、議長のほうともぜひ御相談をいただきまして、每ごとということではありませんけれども、いわゆる行政報告の性格というのは、この閉会中の期間にですね、行政執行上の重要な事件、その概要や処理経過について報告をしている町村が多いということとでございますし、進んで報告することがいいだろうというような解説も載っておりますので、ぜひそのようなことで要望をしておく次第でございます。

次に、湯浦温泉センターの改築構想においては、もう建て替えということで明確に町長も答弁をなされましたし、今後19日の日にもですね、地区民、湯北公民館のほうで説明会があるようでございます。いろんな地元住民、あるいはいつも利用されている方々の御意見等もあろうかと思っておりますので、そこをおくみ取りいただき、今後町長のゴーサインを出していただけるものと思っておりますが、具体的には今後だろうと思っておりますけども、いわゆる駐車場の整備の問題、我々この前も温泉組合のほうで陳情いたしまして、理解を得ていただきましたけれども、駐車場がやっぱり多くないとですね、いけない状況であって、今、仮設の駐車場もお借りしている状況でございますし、できるならば拡張した用地ですね、を望むわけでありまして、そのへんの状況等はだいたいどのくらいの規模を考えておられるのかという点で具体的に今進んでおる状況であれば答弁を願いたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） もう御存知のとおり、湯浦温泉センターの敷地は限られておりますので、その敷地内でどうするかということ、それと御発言がございましたけど

も、温泉運営協同組合ですかね、ちょっと名称は正確に覚えておりません、が持っていました施設、これを町が御要望どおり取り壊すとなりますと、そのスペースが空きますので、若干レイアウトは変わってくると。そして、駐車スペースも若干増えるであろうということではありますが、観光客を誘致するほどのですね、スペースにはちょっと乏しいということでもありますので、限られた用地空間の中で、地元の方々が気軽に利用できる、それを基本としてもっていければということではありますが、湯浦活性化協議会の方々との話合い、そしてまた御意見もいただいておりますので、どのへんが可能で、どのへんが無理なのかということでもあります。勢い、機能性を持たせるとすれば、上に伸びていくしかないわけではありますが、これにはもう相当の投下資金がいるわけでございますので、それではやはり財政上の問題も出てまいりますし、将来性の不安も出てまいりますので、基本的には先ほど申し上げましたような姿勢でいきたいというふうに思っております。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 私も住民の皆さんの構想をですね、十分拝聴して、私のほうからは今日どうこう要望するとか、毛頭言う考えは持っておりませんし、尊重をしていきたいと思いますが、ただ湯量等もございまして、そのほうも一番検討をしていただかなければいけない問題というふうに思っておりますし、河川にボーリングしてあるものですから、登記の問題もですね、いろいろあった経過がございます。そういうことも検討をしてですね、財産として、やはり泉源の財産が町に必ず登記ができるような形を今後していただければというふうに思いますし、ただ一番懸念するのが、今民間の浴場も2件の銭湯が、温泉施設がございまして、旅館もございまして。民間圧迫につながらないようにもやっぱり行政は配慮しなければいけないというふうに思いますので、その点のほうも十分希望からしてですね、入浴客からしてですね、圧迫につながらないような形もとっていかなければいけないんじゃないかというふうに思いますので、町長、最後の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） そのようなことも含めながら、全体的な構想を練ってまいりたいと思います。

○議長（藤井公明君） 川尻君の質問が終わりました。

次に、寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 皆さん、おはようございます。

今年最後の議会となりました。今回の質問は、御立岬公園の整備について私案を述べさせていただきます。今後の当公園の再生に向け、参考になれば幸いです。

第1は、御立岬公園の一部を花公園に整備し、魅力的な公園に再生する考えはないか。第2は、温泉センターの食堂部門の充実を図り、客のニーズに合ったメニューの開発に努める考えはないか。第3は、みかんの家が経営の縮小により、利用者が大幅に減少しているが、さらなる改善策は考えていないのか。以上3点で、公園の再生に向け、当公園の整備及び改善について質問いたします。

早いもので御立岬公園が開園いたしましてから20年余の歳月が経過いたしました。言うまでもなく、この公園は町民の福祉施設として、さらには県内外の方々への海岸保養基地として、素晴らしい景観の地として夏の海水浴場、宿泊施設、温泉施設、さらには子どもの遊具施設をはじめ、桜やツツジ、サツキなど、花木が植えられ、多くの方々に健康保養基地として癒しの場を提供しております。

開園してから約10年ぐらいは来園者も順調に推移してきたものの、長引く経済不況と少子高齢化の社会的な要因をはじめ、施設のマンネリ化等により来園者が減少の一途をたどっており、このことが公園の運営にも影響を与えているようでございます。これまで執行部におかれましても、イベントや当公園のニーズに合った特産品の開発等を研究され、当公園の振興が行われてきましたが、決定打とまではいかず、現在にいたっております。

平成23年度、当公園の管理費につきましては、約1,900万円余りを一般財源より支出して管理運営が行われている状況にあります。当公園の振興策について、執行部におかれましては、日々研究されておられますが、当公園の振興策について提案をさせていただき、今後の振興策の一助になれば幸いに思います。

私事ではありますが、早朝の1時間、御立岬公園を散歩しております。朝の静かな不知火海を眺めながら、園内の四季折々の草花や春の桜、ツツジ、冬のヤブツバキなどに接し、私なりの癒しの場になっております。

このような状況の中、私案として述べさせていただきますが、この御立岬公園を花公園に整備したら、来園者にさらに癒しの場が提供できるのではないかと考えております。

具体的には、1つ目のゾーンが現在のパターゴルフ場から多目的広場までの範囲であります。パターゴルフ場は開設当時は人気もあり収益もかなりありましたが、平成22年度の収益も年間約80万円で、利用者が減少の状況にあり、このパターゴルフ場の一部を花公園にする案であります。このパターゴルフ場はヤマモモ、楠、シャリンバイ等の樹木や、桜、ツツジ、サツキ等の花木が植栽されており、庭園の雰囲気が漂う場所です。花公園に整備するためには、日光を遮ったり、花を植える箇所の樹木や花木は一部移植するようにします。パターゴルフのコースも歩道側をすべて撤去し、歩道に沿って花を植える案です。植栽してあります樹木や花木はな

るべく残して、庭園の雰囲気はそのまま生かすようにいたします。バターゴルフ場の横になります多目的広場も、全面花公園として整備します。この場所は、面積が約6,000平米ぐらいあり、計画案の中で一番広い場所となります。現在、この多目的広場はほとんど利用されてなく、園内でもっとも広い場所がこのままではもったいないと思っております。

2つ目のゾーンは、多目的広場の上段で、現在埋立地の進入道になっている箇所、公園の中心部にあたる場所です。造成後、これまで手つかずの状態でもったいないというよりは荒れ地のままで、公園のイメージダウンにもなっております。この場所は海も見えますし、海が見渡せるいい雰囲気をもった場所で、車から見え、花公園には最高の場所ではないかと考えております。埋立てのための進入道が気になりますが、現状のままでも差し支えないと思います。

3つ目のゾーンは、人工滝のあるシンボル広場です。滝壺の横にあります広場で、滝と花が調和して個性あふれる花公園になると思います。

この3カ所のゾーンに春夏秋冬の四季折々の花を咲かせたらどうでしょうか。4回咲かせることが無理であれば、2ないし3回でもいいと思います。

そのほか雑種地になっておりますくだもの村の上の広場、あるいは御立岬公園の最上段にあるスイセン広場の下の段の雑草地など、荒れ地には春は菜の花、秋はコスモスを植えたらどうでしょうか。また、先ほど申し上げました3カ所の花公園には照明施設を設置して、夜にも来園者が来るようにしたらどうでしょうか。照明デザイナーの設計により、各ゾーンごとに色とりどりの照明をしたら素晴らしいものになると思います。来園者をはじめ、宿泊施設の利用者にも喜んでいただき、来園者も増加すると思います。照明の電気節約のため太陽光発電を導入されてはどうでしょうか。御立岬の温泉に浸かり、天草灘に沈む夕陽を眺め、不知火海のおいしい魚を食べ、照明で照らされた花を見る。来園者に癒しの場が提供でき、さらに人気のある公園として再生できるのではないのでしょうか。

花植えの作業には、御立岬ボランティアを募集し、町民の方々に協力していただけたらどうでしょうか。ボランティアは登録制にして、参加された方々には御立岬温泉と花公園の入場料を無料にするなどの特典を与えたらどうでしょうか。きっと多くの方々が参加されるのではないかと考えております。

また、花公園の造成については、なるべく事業費がかからないように、直営方式にするならば格安で整備ができるものと考えます。

以上、御立岬公園の花公園整備について私案を提案申し上げましたが、今後の御立岬公園の整備の一助になれば幸いに思います。

お尋ねします。当公園を花公園に整備し、魅力的な公園に再生させる考えはない

か答弁を求めます。

第2の質問の温泉センター食堂の充実を図り、客のニーズに合ったメニューの開発に努める考えはないかについて質問いたします。当施設のレストランについては、民間に委託し運営されておりましたが、客の減少に伴い、経営不振を理由に撤退され、その後、有限会社御立岬が引き続き現在にいたっております。

そのような中、いろいろと苦慮をされ、運営が行われていることは理解しております。言うまでもなく、この温泉センターは天草と不知火海を一望できる海岸線に建てられた施設であり、レストランのメニューにつきましては、魚を主体にしたものがベターではないかと考えます。現在、軽食喫茶として2人の職員で対応されておりますが、魚料理の専門家、いわゆる板さんを雇用して、来園者の要求に応えるべきではないかと考えております。先ほど申し上げましたように、「御立岬の温泉に浸かり、天草灘に沈む夕陽を眺め、不知火海のおいしい魚を食べ、照明で照らされた花を見る」の表現にありますように、海といえば魚は付きものであります。御立岬公園に行けば、四季折々のおいしい魚が食べられる、そのようにメニューを提供されたらどうでしょうか。観光の中で食は重要な要素であることは言うまでもありません。食の問題にはもっともっと研究して力を注ぐべきではないかと考えます。来園者が減少した今日、経営的に難しい面があり、熟慮の上、このような形態をとっておられると考えますが、この問題はもっと研究していただき、御立岬公園振興の重要課題と位置付け、取り組む必要があると考えます。温泉センター食堂部門の充実を図り、客のニーズに合ったメニューの開発に努める考えはないか答弁を求めます。

第3の質問ですが、みかんの家が経営縮小により利用者が大幅に減少しているが、将来にわたり現状のままでいくのか、さらなる改善策は考えていないのかについて質問いたします。このみかんの家は海のすぐ近くに建てられ、この家からの不知火海と天草の眺めは格別なものがあります。これまでレストランとして慶事、仏事、その他の宴会の場として利用されてきました。この施設を愛用されていた方は多かったようです。数年前よりレストランが廃止になり、従来のアイスクリーム製造とイベントの場として活用されていますが、利用者も減少しております。このままではせっかく造った施設がもったいないようでございます。

私案でございますが、2階は60畳の畳敷きになっておりますので、児童生徒を対象としたスポーツクラブの合宿の場として、あるいは子ども会等々、宿泊研修の場として活用するようにしてはどうでしょうか。時々、マリンハウスを利用して、子どもたちの合宿トレーニングの姿を見かけますが、四、五十人の宿泊は十分対応できるのではないかと思います。風呂、食事は、温泉センターを利用していただけ

ばいいんじゃないでしょうか。みかんの家が経営縮小により、利用者が大幅に減少しているが、将来にわたり、現状のままでいくのか、さらなる改善策は考えていないのか答弁を求めます。

以上、御立岬公園の振興策及び改善策について、3点質問いたしましたが、明快な答弁を求め、第1回目の質問を終わります。

○議長（藤井公明君）　ここでしばらく休憩し、午前中、答弁を終わらせますので、午前中に寺本議員の質問を終わらせます。その前に休憩します。

-----○-----

休憩　午前11時35分

再開　午前11時41分

-----○-----

○議長（藤井公明君）　休憩前に続き、会議を開きます。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君）　寺本順一議員の御質問にお答えいたします。

先ほどは、御提言をいただき、ありがとうございます。胸ときめく思いで拝聴しておりました。もう一番議員が詳しいわけでございまして、細かい説明はいりませんけども、御発言もありましたように、当公園には桜とかツツジ、そしてまた自生のヤブツバキなど、あるいはツワブキなど、季節ごとに楽しむことができるわけでありまして、年間、現在では60万人が訪れる、減少しつつあるといえども県下でも有数の名勝地であります。かつて星の里広場周辺にスイセンの花公園をつくろうということで計画がされ、整備がなされ、現在でも時期になりますとスイセンを見ることができるわけですが、今日まで管理が十分できずに、その目的が達成されていませんでしたので、今後これを機にですね、精力的に取り組んで、県下有数のスイセンの見所を目指してみたいなあと考えておるところであります。

また、パターゴルフ周辺とか多目的広場、シンボル広場等々の御提言もございました。何せ相当広範囲でもございますので、全体的にどう進めたらいいのか、有限会社御立岬社長あるいは役員の皆さん方とも話し合う中で、どのように進めていったらいいかということを検討してまいりたいと思います。人とまた経費もかかることでもありますし、周到な計画の中でどのような形の公園にまた再生していくかということ、時間を頂戴したいと思います。しかしながら、やるべきところは即刻手を打ってまいりたいというふうに思っております。

以下、詳細につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（藤井公明君）　坂梨商工観光課長。

○商工観光課長（坂梨　優君）　寺本議員の御質問、2番と3番についてお答えいたし

ます。

食堂部門につきましては、御存知と思いますが、現在、有限会社御立岬が運営をしておるところでございます。会社からの聞取りによりますと、温泉センターの食堂部門につきましては、開館当初から平成20年11月まで、テナント方式により運営されてまいったところですが、しかし、経営の都合により撤退し、その後、有限会社御立岬が直営により運営を行っているところですが、

運営にあたっては、さまざまな工夫を行ってまいりましたが、赤字の解消まではいたっておりません。平成23年からは経営上、軽食を中心とした営業を行っているところでございます。現在、新たなメニュー開発を目指して、ふるさと雇用事業を活用して模索をしているとのことでございました。また、町内外の飲食店経営のノウハウに長けた業者のテナントを視野に入れ検討されているとのことでございましたのでおつなぎしておきます。

それから、みかんの家についてでございますが、みかんの家は平成6年にオープンし、業務として地元特産品販売、食事を提供するオレンジカフェ、またオリジナルアイス等の製造を行ってきたところでございます。しかし、平成20年11月からは先ほど説明しました温泉センターとの兼ね合いもあり、オレンジカフェを閉店し、現在は団体の研修や大きなイベントのレセプション等に利用されています。厨房ではオリジナルアイスを製造しておるところでございます。改善策ではありませんけれども、今後の利活用としてイベント関係の会議、研修等の利用に加え、フィールドミュージアム事業の延長として風作りなどの伝承遊びの場として活用できればと考えております。また、現在、温泉塩を使った塩づくりの開発を進めておりますので、将来構想といたしまして、温泉塩を有効活用するための施設として検討をしていきたいと考えております。

合宿としての場としてはどうかというお尋ねもありましたけれども、この施設については宿泊施設の許可は取っておりません。そのため、今後、許可が活用上有効であれば、そのへんも検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 町長の御答弁、この整備に向けてですね、積極的な姿勢がお伺いできたわけでございまして、できればそういう姿勢をもって、今後、御立岬公園の整備に努力をしていただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、ちょうど中央にあります埋立地の進入道、この場所は面積的にもかなりありますけれども、造成した後ですね、そのままの状態になって、現在、植栽したいろんな木あたりの捨て場みたいな格好にもなっております。ちょうど道の横でもありますし、非

常に見た目もあまりいい感じがしないわけでございまして、先ほど申し上げましたように、ここのイメージダウンにもつながっておりますので、そういうところの整備と花公園を一体的にすればいいんじゃないかというような気持ちをもっております。

町の総合計画を見てみましてもですね、平成25年までには御立岬公園については何の整備も計画がないというようなこと、それと合併してから、あと2週間で丸7年が経過しますけれども、この7年間、整備らしき整備もされていなかったというようなことでございますので、言うなればもう長年、約10年近くは整備ができないと。やっぱりこういう機会にこういう提言をしてないと、このまま御立岬は終わってしまうんじゃないかというような感じさえもつとるわけでございます。現在、一般財源を1,900万円投入して、あそこの管理運営がなされておるわけです。言うなれば、1,900万円の赤字でございます。1,900万円といいますと、もう手の届く場所にある数字ではないかと思うわけです。そのためにはある程度整備をしてお客をさらに呼び込んで、そういう問題の解決もしていただければというような気持ちをもっておりますので、そこらあたり、町長、どういう。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 御提言、そしてまた御指摘の件につきましては検討をいたします。なお、合併後ですね、パターゴルフ場の全面改修とか、あるいはテニスコートの改修とかですね、その他いろいろやっておりますので御理解をいただきたいと思ひます。そして、先ほど申しましたように、景観も素晴らしい名勝地でありますので、私も誇りに思っておる一人でございますので、なお一層力を入れてまいりたいと思ひます。

みかんの家につきましてはですね、これは平成15年度からの資料があります。いわゆる合併前からでございますが、15年で630万円の赤字、16年で880万円の赤字、そして17年で720万円の赤字ということでございまして、以降合併後も赤字が続いておるわけでございますが、こういうことからですね、これ以上はちょっと無理があるということで、しばらく休止の状況にしておるわけでございますけれども、やはりいかにこれを活用していくかということはいろいろですね、知恵をやはり私どもも拝借していかなければいけないし、ほかにもまたいろいろ御提言もあるところであります。レストラン等につきましても、やはり個性の光る物の提供ということでどうしたらいいかと、いずれにしてもですね、資本の投下、経費がかかるということ、このへんのバランスと見通しを立てた上でないと踏み切れないというですね、厳しい現状もありますので、難しいわけではありますが、しかし、これではいけないという気持ちは十分もっておりますので御理解いただき

たいと思います。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） いろいろと赤字の問題も今お話をさせていただきました。全体で、先ほど申し上げましたように、1,900万円という数字の赤字でございます。もう3つと一緒にセットしてお話をさせていただきたいと思いますが、食堂部門にいたしましてもですね、板さんを雇用すれば赤字がまた膨らむんだというような、そういう考えのようでございますけども、やはり観光地にとって食の問題というのは非常に重要でございます。これはむしろ食がその観光地のお客を呼ぶための一つの施設としてがんばっておられるところもあるようでございます。赤字だからそれを縮小したり、いろいろ後ろ向きといいますか、そういう姿勢じゃなくてですね、逆に逆転の発想で、赤字だからいい板前を入れて、おいしい魚を提供してすることによってお客を呼び込むことができるんじゃないかというような、私はそういう逆転の発想も大事ではないかというようなふうに考えております。

今回の問題で温泉センターに電話いたしましたところが、数日前に山手の球磨のほうから、団体のお客が利用したいというようなことでお電話があったと、職員がそう言ってるんです。そして、昼食は魚を食わせるんですかと、当然、海辺のそういう施設でございますので、魚を食べさせるんですかと聞いたら、いや魚はございません、結局弁当ですと。そしたら、結構ですというような、そういうこれは一つの事例であって、それがすべてそういうことじゃないと思いますけれども、やはりよそから来る人は海浜公園のそういう施設ですから、やはり魚を求めて、魚が当然あるんじゃないかというような気持ちで来られると思います。ところが、聞いてみると、もう昼食とかそういうやつには魚は一切使われていないというようなお答えでしたので、それじゃちょっと問題があるなあというような感じをもっております。

私は今年ですね、3回ほど食によって栄えておる場所をちょっと見に行ったんですよ。これはもう施設の規模あたりは非常に大きいですが、島原のみかど、別府の杉乃井ホテル、そういう場所に行きましたけども、食によって人を集めておる代表的な私は施設じゃないかと。みかどあたりはバイキング方式にして、結局、魚、肉、そういうものの折衷したお魚を中心としたそういう料理が並べてあるわけでございますけれども、1日に平日で四、五百人、日曜・祭日には700人前後のお客が365日経営をして、やっておるというようなことでございまして、それは毎回、2回行きましたけどもそこには、もうそういうことで食に対する人間のそういう感覚といいますか、非常にやっぱり高いものがあるわけでございます。特にやはり観光地となればですね、食というものは重要な課題であろうと思います。例えば球磨川沿いに行けば、ほとんど鮎の料理を食べさせたり、あるいは山間部に行け

ば山菜的な料理を食べさせる、やはりその地その地にある特色のあるものを利用する、それが私はベターではないかと。そういうことには、やはり研究を重ね、やはり前向きな形でいくべきではないかと考えておるわけでございます。そこらあたり、町長、どう判断というよりもですね、今後の問題としてでございますので、一つ食の問題についても御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） もう同感の部分も結構ございますので、はい、そのつもりで一つ御理解いただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 現在、有限会社御立岬の社長でありますし、またこの御立岬公園の開発について共に企画に参画した方でございますので、熟慮されておられると思いますけども、一つ副町長から何かございましたらお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 藤崎副町長兼社長より答弁を求めます。

○副町長（藤崎正司君） 温泉センターのですね、食堂部門は有限会社で直営でやっておりますので、若干ですね、説明をさせていただきたいと思います。今、もう寺本議員がおっしゃるとおりだと思います。ただですね、やはり私、今年の3月から代表取締役を引き継いだわけでございますけども、温泉、レストラン部門に限って言いますとですね、多大な赤字を出しております。2年間で1,000万円ほどあります。それで、今おっしゃるようなですね、例えばそういう直営にしても専門的ですね、料理長とかそういうのを雇用してですね、そしてこれは料理だけじゃなくて、やはり料理を広く宣伝するためには企画といういろんな面もございます。そういう面から見ますとですね、今の体力では経営者としてですね、なかなか踏み切れないところでございます。そういうことで、今後はですね、一番いいと思っておりますのは、そういうですね、やはり安定的な経営ができるとか、良心的なサービスもできるとかですね、食で呼べるような集客を図るようなですね、専門飲食業といいますか、そういうのも入れていく必要があるということで今後考えていきたいと思っておりますので、よろしく御協力お願いいたします。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 当初、専門家といいますか、結局、民間委託になっておった経緯があるわけでございますけども、やはり私はですね、逆の発想でございまして、それはもうお互い考え方というのはあると思いますけども、私はこういうピンチをチャンスに活かす、そういうやっぱり気持ちをもってですね、私は直営になったとき、わあこれはよかったと、いろいろと職員の皆様方あるいは会社の役員の方々、そういう方々が研究してやるならば、むしろこっちの考え方のできるので非常にい

いんじゃないかと、そういう気持ちをもってあったわけですが、今、副町長が言われましたように、恐らく経営上の問題、それは誰も社長はですね、経営上の問題を頭におきながら管理しておりますので、そういうこともあると思いますが、やはりこの疲弊した問題については、それを逆転の発想によってどうにか切り替えるような方法も一つの方法ではなかろうかと思います。例えばですね、太刀魚、田浦の特産でございますけれども、小さな太刀魚は非常にもう安値、ただみtainな状態で手に入ります。コノシロ、これも非常に最近はやうございます。あそこに来てご飯を食べられたら、そういうやつは別にですね、陳列して、食い放題みたいな、ただで、そうするとやはり山手から来たお客さん、外部から来たお客さんあたりは、そういうシステムにしますと、それだけでも早く行って食わないかんとか、そういうことで1日30人分でもよかったですよ。安い魚を仕入れとって、そういうやつはサービスをしてすれば、やっぱりそういうことに対してお客が来る。いろんな角度からやはり検討していただければいい知恵が出るんじゃないか。もっともですね、よその優れたところを見て研究する必要があると思います。よそを見なければ駄目です。食によって栄えたところが、その食の提供の仕方、あるいは運営の方法等々をですね、勉強すれば自ずと答えが出てくるんじゃないかと思いますので、一つそういう研究もしていただきたいと思います。

時間があと2分になりましたけれども、3番目のみかんの家の問題についてはですね、やはり私、朝歩くとき、子どもたちがマリンの家、高い料金を払ってスポーツクラブの合宿あたりを時々見かけるわけですが、できれば県下の小中学校、高校あたりまでそういうパンフレットをですね、出してすれば、やはり海水浴場の砂浜を走ったり、そういうことをしておりますけれども、高校生も含めてでございますけれども、やはり何かの糸口がつかめるのではないかというような感じをしております。許可の問題もあろうかと思いますが、そういうまたどう執行部として判断されるか別の問題でございますので、そういう形で一つあそこの改善策について考えていただければいいかなというような、これはもう要望でございますので御答弁は要りません。

あと50秒になりましたけれども、最後にですね、一つご提案がございます。これはやっぱり御立岬関連でございますけれども、1月から3月まで閑散期になります、施設の、あの公園のですね。お客が来ない時期でありますけれども、当公園において県南地区を中心とした大々的な植木市をされてはどうでしょうか。これは町が主催でやるんじゃなくて、農協あたりに相談されてですね、しかるべく筋を通して、植木市をするならばですね、温泉施設とかほかの施設等に非常に相乗効果が出てくるんじゃないかと思っております。田浦はみかんの産地でもございますし、農家の

方々に植木市の中でみかんを売らせたりしますと、農家の方々も多分喜んでいただけるんじゃないかと思っております。そういうことで、ぜひこの問題、提案させていただきますので、御検討していただきたいと思いますと思っております。

以上、時間がまいりましたので、以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君の質問が終わりました。

ここで昼食のため暫時休憩します。時間は極力守ってください。休憩です。午後1時10分から開会します。

-----○-----

休憩 午後0時07分

再開 午後1時08分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に続き、会議を開きます。

最後に、林田君。

○2番（林田耀宏君） この度は議長の許可を得まして、一般質問の機会をいただきまして心から感謝申し上げます。

藤井議長におかれましては、県の議長として、また全国の理事としてたいへん御活躍されていることに敬意を表します。年の瀬も迫り、寒さも厳しくなってきましたので御自愛いただきますよう心からお祈り申し上げます。それでは、今年の一一般質問のトリを務めさせていただきます。

先月の13日、親日国であり世界で最も美しい国であるといわれておりますブータン国のワンチュク国王とペマ王妃が御来日されました。20日に帰国されるまでのその間、国王には人と人とのふれ合いや絆や思いやりのある人柄で、日本中を温かくしてくださいました。また、衆議院本会議でのスピーチでは、世界は日本のことをたいへんな名誉と誇り、そして規律を重んじる国民、歴史に裏打ちされた誇り高き伝統をもつ国民として称讃をしていただきました。しかし、ワンチュク国王のお言葉には、日本人よかくあれという激励にも思われました。その誇り高き伝統をもつ国民として、美しい国を目指すべく、平成18年12月、教育基本法が改正され、その新しい教育基本法は約60年ぶりの全面改正でありました。その新しい基本法には伝統と文化を尊重し、それを育んできた我が国と郷土を愛する、いわゆる愛国心、道徳心、公共心など、国民を育成する大切な徳目の目標が一つとして示されました。これらの改正に基づき学習指導要領も改正され、それには教育活動を通じて公共の精神、我が国と領土を愛する態度を養う、さらには国家及び社会の形成者としての資質を養うを目標としており、国の宝である将来を担う子どもに誇りと

希望を与えることが大切とありました。そのことによりまして、教育関係者はこの教育目標を達成する責任があり、教師は自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修練を励むべきことが明記されました。また、親は子の教育に第一義的責任を有するとして家庭教育が重要視されることになりました。

一方、芦北町では、総合計画の魅力的な地域づくりや豊かな人づくりの中で、青少年の育成や子育て環境の整備として、文化財、伝統芸能の継承の社会に取り組んでいるところでありまして、早速、本年は豊かな心を育む徳育教育として論語の導入、伝統文化の継承として空手道を導入し、他の市町村の先駆けての取組みはたいへん喜ばしいことと思います。

まず一つ目ですけれども、今年、平成24年使用の中学校教科書の採択がなされました。その結果、芦北地区教科用図書採択協議会では社会の歴史、公民の教科書で、東京書籍の決定がなされました。今回の教科書採択は平成18年の新しい教育基本法が制定されて初めての採択となり、子どもたちが日本を好きになる教科書をと、関係者にはたいへん注目をされていました。

ところが、採択される以前の6月頃、熊日新聞に新しい歴史教科書をつくる会の教科書、これは育鵬社と自由社のことでございますが、これを採択しないという要請書が人吉市に出されたという記事を見ました。その後は各市町村へも提出するとあり、当町の教育委員会へ尋ねますと、その時点で3通の要請書が提出をされていました。採択するなと言われたら、どんな教科書だろうと私も興味をもちながら、自分ながら調べてまいりました。しかし、その後、その採択するなと言われていた育鵬社の教科書は、横浜市をはじめとする東京大田区、愛媛今治市など409カ所、私立校でも21校は採択をしました。私も今日は採択に對しまして、さまざま思ったことを率直に述べさせていただきたいと思います。

まず、自衛隊の憲法上の役割や平和活動については、今回の東日本大震災に対する自衛隊や消防隊員の命をかけた支援活動には、国民や世界中が感激をしています。そのような自衛隊の役割や活動など、町内の子どもたちに詳しく教えることが重要であると思っています。そして、我が国の国土をゆるがす竹島や尖閣諸島などの領土問題、そして国旗、国歌につきましては、意義を相互に尊重することが国際的礼儀であることはもちろんであります。その意義、特に国旗日の丸は日出ずる国として世界を照らす太陽を表しており、この日の丸を外国から買いに來たという話もあるぐらい、かけがえのない我が国のものであり、自分たちのものであります。国歌君が代につきましては、さざれ石のように、千代に八千代に未来永劫栄えるという素晴らしい意味があります。日本を愛することが日本の繁栄、地域の繁栄、さらには家族の繁栄にもつながり、そして外国の立場も分かるようになると教えるべき

だと思います。

また、神話についても、イザナギ、イザナミの尊から、天照大御神、大国主命や日本武尊、その物語から始まる我が国は、建国およそ2670年、神武天皇から始まり125代の天皇をいただく万世一系の天皇家は、世界でも比類のない尊い国柄であります。その天皇のことも正しく教えるべきだと思っております。そして、今までの自虐史観にとれない歴史上の人物など、日本人が日本人としての誇りや自信をもてる教科書、健全な歴史や国民意識を与えるような教科書で、子どもたちには学んで、もっと日本を好きになってもらいたいと思います。

今回の採択には、改正された新しい教育基本法と学習指導要領の趣旨がいかに関映されているかということだと思います。そこで、①教科書採択のその経緯をお願いします。②熊本県教委では、そしてまた熊本市では、新しい歴史教科書をつくる会の育鵬社の教科書を副読書、副教材に決定いたしました。芦北町ではその考えはないかをお尋ねします。

次に2つ目です。平成10年次代を担う青少年について考える有識者会議では、今求められているものの中で幼児期の重要性として親の支援システムが取り上げられました。要するに三つ子の魂百まで、人を育てるのは家庭である、親は第一の教師であるという観点から、そのシステムが必要として、親としての学習、親になるための学習、いわゆる親学びの機会が必要との意見がありました。また、平成12年2月には教育改革国民会議におきまして、親が人生最初の教師であるとして、国及び地方公共団体はすべての親に対する子育ての講座、家庭教育支援のための機能を充実するとありました。それから、平成19年には親としての学び、親育ちの子育ての支援など、ようやく家庭教育の重要性が表に出てくるようになりました。また近年、児童虐待や発達障害をもつ子どもが急激に増加しており、平成22年度、児童相談所に持ち込まれた虐待に関する相談件数は5万5,000件に達しているとのことでした。そしてまた、その原因は親の保護能力の後退と衰退にあり、その保護能力の回復を図るための支援がいかに関急務であるかということでした。

冒頭に述べました新しい教育基本法の10条で、家庭教育では父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のため必要な習慣を身につけさせるとともに、自立支援を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。と定め、2項では、国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重し、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講じるよう努めなければならないと定められています。平成22年第3回6月議会の一般質問におきまして、徳育の教育は家庭にあり、その家庭教育について、芦北町独自の家庭教育の目標やくまもと家庭教育10か条があ

るが、それを芦北町全家庭にアピールする方法はとの質問に対しまして、くまもと家庭教育10か条の認知度の拡大を図り、家庭教育支援員を活用し、さらなる家庭教育の支援へ取り組んでいる。特にくまもと家庭教育10か条は我が家の教育目標、道徳目標というのが記載されており、より広めたいとの答弁でした。

そこで、①その家庭教育支援員というのは、今どのように活用されているのか。②さらなる家庭教育への支援をどのように取り組むのか。③くまもと家庭教育10か条を広めるとありましたが、その後どうなったのでしょうか。以上をお尋ねをいたします。

あとの質問は自席よりさせていただきます。以上です。

○議長（藤井公明君） 澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百鍊君） 林田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、平成24年度から使用される中学校教科書についてということでございます。教科書の採択につきましては、芦北地区教科用図書採択協議会が採択いたしました。その協議会の一員でございます教育長に後ほど答弁をさせたいと存じます。

第2点でございますが、家庭教育の支援拡大につきましては、このまま答弁をさせていただきます。家庭教育支援員をどのように活用をしているかとお尋ねでございます。主に保護者向けの家庭教育講座の講師として活用しております。また、保護者や教職員に対する相談や対応、その他家庭教育に関する情報誌を保護者向けに発行をしております。ちなみに1カ月の勤務日数は13日程度でございます。

次に、さらなる家庭教育への支援をどのように取り組むのかということでございますが、家庭教育支援員のさらなる周知を図り、保護者への教育支援を強化します。また、個別の対応も必要と考えておりますので、県の教育事務所単位に配置されておりますスクールソーシャルワーカー、略称SSWの活用促進と、町で独自に配置いたしております不登校支援員を充実させて、個別の支援も行っていきたいと思えます。

次に、くまもと家庭教育10か条を広めるとあったがどうなったかという御質問でございます。各学校、学校経営案というものがございます。経営の計画書でございますが、その中にくまもと家庭教育10か条と早寝早起き朝ごはん運動を柱として、さまざまな機会を通じて家庭の役割や家庭教育の重要性の啓発を行うよう位置付け、周知を図っております。この結果、認知率は拡大したと考えます。特に第9条の地域全体での子育てということにつきましては、全学校に学校応援団を組織させて、現在活発な活動の取組みがなされております。また、御承知のとおり、今年度から論語の素読に取り組んでおります。今後、成果が期待できると考えます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えをいたします。

県の条例で教科書の採択を行う地区が規定されております。まず、芦北町、津奈木町、水俣市の教育長でなる芦北地区教科用図書採択協議会を設置いたします。次に協議会からの諮問を受け、教科用図書の採択に関する調査・審議を行い答申する選定委員会を設置します。同時に選定に関する専門的な事項を調査する教科書研究員を置きます。この研究員は教科書ごとに研究を重ね、調査資料を作成し、選定委員会に報告、説明をいたします。これを受け、選定委員会は調査・審議を行い、教科書を選定し、結果を採択協議会へ答申いたします。採択協議会はこの答申を受け、採択の仮決定を行い、各教育委員会へ内申いたします。その後、各教育委員会での審議決定を受け、協議会で採択を決定する運びとなります。

2点目の御質問の副読本に関連いたしまして、副読本につきましては教育委員会の権限で採択することができます。教育委員会で十分な審議を行い、結論を出したいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） ありがとうございます。

まず、芦北地区教科書用図書採択協議会というのは、それでは芦北町、津奈木町、水俣市の教育長ということで、3名でよろしいんですか。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） はい。ただいまお答えいたしましたとおり、それぞれの教育長3名で構成されております。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） ありがとうございます。

協議会ということで、もっと多いのかなと思っておりましたけど。それとあと、最初、教科書研究員が調べてから、その後、選定委員会ということになって、採択協議会ということになるということですけども、その選定委員会と教科書研究員をもう少しちょっと構成とか詳しくお知らせくださいませ。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

選定委員会なるものの組織は、校長の代表2名、学識経験者2名、そして保護者代表者2名ということで、6名で構成されております。また、教科書の研究員につきましては、それぞれ中学校の教科ごとに13教科ほどございますけれども、その

中で3名若しくは2名ずつ研究員が配置されておりまして、合計で38名のいわゆる教職員が研究員となりまして、研究を重ねておるところであります。

以上です。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田燿宏君） ありがとうございました。

もうたいへんな人数で、たいへんな御苦労があったと思います。そして、いろいろ教科書を選定された後、その後、各教育委員会へ内申してから審議決定をされるということですが、その各教育委員会でも独自の調査はなされたんでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） はい。芦北町教育員会におきましても、慎重なる審査、そしてまた議論を重ねておるところであります。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田燿宏君） ありがとうございます。

それから、その教科書を採択する前に、教科書を展示するその場所というのがありまして、その閲覧があったと多分思いますけれども、その閲覧の人数とか、例えば保護者、教師の内訳とか、そのへんがありましたら、そしてあと何日ぐらいその期間があったのかというのをお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

この教科書の展示、閲覧に関しましては、6月の17日から6月の30日までの期間に閲覧されました総数107名の方が閲覧をされておられます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田燿宏君） 結構見られたんですね。はい。ありがとうございました。

それではですね、横浜市におきましてはですね、先ほど言いましたように、日本の伝統や文化に誇りをもつことが大切ということの意見、そしてまた学習指導要領が一番反映しているとして、その新しい歴史をつくる会の教科書が採択されてるわけでございますけれども、今回改正された基本法に合わせてですね、私も東京書籍と育鵬社の公民と歴史の教科書をですね、自分ながらちょっと調べましたので述べさせていただきます。

まず、自衛隊につきましては、東京書籍の38ページでですね、武器を持たないというのが日本国憲法の立場ではなかったかという意見もありますとだけ書いてあります、その前もありますけど。貢献をしていることは書いてありませんでした。一方、育鵬社では、今回の東日本の命をかけた活動など、貢献したことなどを詳し

く書いてありました。そういった小さいことの活動もですね、載せてほしいと私も思っていましたので。

また、外国人参政権につきましては、東京書籍の45ページで、地方の選挙権を認めるという意見が主張されるようになっていますが、根強い反対論もありますと記載はされていますけれども、育鵬社によりますと、日本国籍を取得すれば全ての権利は与えられますとちゃんと書いてあります。そのとおりであると思います。

また、学習指導要領ではですね、古事記、日本書紀、神話についても教えるようになっております。神話については、東京書籍では詳しく紹介されていませんでしたけれども、育鵬社では46ページに神話にまつわる内容が載っており、日本の建国の話が紹介され、子どもたちには自分たちのルーツである、誇りと希望を与えてくれると感じいたしました。

そして、国旗、国歌では、東京書籍では154ページに、国同士が尊重し合うために大切にしなければならないとだけ書いてありました。育鵬社では、日の丸、君が代は、我が国の象徴であるとして記載されており、その歴史経緯や意義について教えるということが教育の目的である伝統と文化を尊重して、それを育んできた我が国と郷土を愛するという目的に沿うものだと思っております。

また、天皇につきましては、育鵬社では、東日本大震災でお見舞いをされ、被災者の皆さまが勇気をいただいたことなど紹介され、歴史の教科書では232ページと233ページでは、東京裁判で無罪を主張したパール判事のことや、昭和天皇がなされた偉業のこと、そしてマッカーサーの回想記より、マッカーサーが昭和天皇と面会していたときのこと、そして天皇が自分の命はいらないから国民を助けてほしいといった言葉、えらく感動したということが記載され、天皇がいかに国民のことを深く思っておられるか伝わってまいりました。

それから、拉致問題では、人権侵害であると思いますが、東京書籍では、北朝鮮は日本との関係は拉致関係が残り、北朝鮮との関係は好転していませんとして、日本人を拉致したことを認めているのに記載はなされていませんでした。一方、育鵬社では、北朝鮮は日本人を拉致したことを認めましたときちゃんと記載してありました。

以上のように感じたわけでございますけれども、しかしいずれも文科省の検定を合格した教科書であることは、これは間違いございません。しかし、それぞれ特色はあります。

そして、先ほどの答弁で、副読本につきましては教育委員会の権限で採択することができるといってお答えをいただきまして、有難く思っていますけれども、そこで改めて副読本、副教材にする考えはないかをお尋ねいたします。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、副読本の取扱いにつきましては、教育委員会で十分審議を行わせて、方向性を見出していきたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） どうぞ、十分審議を行っていただきたいと思います。

参考までに、熊本県教委では、現代社会が抱える課題について、生徒に考えてほしい題材が多数取り上げられている。そしてまた、教科書と副教材を比較することで、社会の諸問題を多面的に多角的に考えることができるとして、また熊本市では教師の教材研究や生徒の学習に役立つとして、この教科書を副教材としてありますので、そこも一応参考までによりしくお願いいたします。

そして、2つ目の質問で、家庭教育支援員というのを御答弁いただきまして、その制度をもう少し詳しくちょっとよりしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 林田君。もう少しわかりやすく、具体的に聞いていただきませんか、今のはちょっと漠然とした質問のようで、答弁が今ちょっと困っておるようですので。

○2番（林田耀宏君） 教育支援員の活動ということでございましたけれども、この家庭教育支援員というのはどのように選ばれて、何名おられてという、そのような話でございますけれども。

○議長（藤井公明君） 永田教育課長。

○教育課長（永田光洋君） 当然、保護者のほうがやっぱり相談をしやすいということで、保護者の方を選んでございます。現在は1名でございます。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） ありがとうございます。

いろいろ先ほどはですね、1カ月13日出ておられるということで、本当たいへん活躍をされていますということで、今、保護者も核家族になりまして、非常にですね、その相談する相手がいないと思いますので、そういうのをさらにですね、支援員の制度を発揮しまして、していただければと思っております。よろしくお願いいたします。

そして、つい何日か前には、今年1年を漢字で表すということで、「絆」という文字が選ばれてましてですね、そこで一番大切な私も、絆、家庭の絆ではないだろうかと思っているわけでございますけど、今いろいろ御答弁いただきまして、論語の素読やスクールソーシャルワーカー、不登校支援員など、そしてまた学校経営につきましては、早寝早起き朝ごはん運動、学校応援団が活躍しているということで、

素晴らしい取り組みだと思っております。学校関係、また教育委員会関係で一生懸命されていますけれども、あとその私が今日申し上げたいのは、家庭の保護者がいかに自分の子どもを大事にして、自分の子どもを親が育てるんだという意識がないと思うから聞いておるわけでございますので、そこにつきまして今回家庭の絆とか、家庭ということでもう一步踏み込んで、家庭の役割や親の役割をもっと意識してほしいと思ってるわけです。今、全国では、親が学ぶ親業というのがですね、ちょっと進んでおります、取り組みがありますけれども、先ほどのくまもと家庭教育10か条はそういう意味で、子どもがいる、子どもの学校には一生懸命されていますけれども、子どもがいる家庭、いない家庭に関わらずですね、全家庭にそういった問題を提起してほしいなということで、先ほどは10か条のパンフレットをですね、全家庭に配布することはできないかと思って聞いたわけですが、そこをあと一回お願いします、全家庭に。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 10か条のチラシの各家庭、保護者外の家庭への配布をというような内容の御質問でございますけれども、以前、この資料は、資料といたしまして10か条、配布されておまして、現在その新たなものはございません。しかし、10か条の中身におきましては、資料配付しておりませんけれども、10か条の取り組み、中身に関しましては、各学校現場の年度当初の保護者会等々におきまして、しっかり指導いたしております。また、10か条のチラシの配布におきましては、また今後、議員さん御指摘のと通りの、より周知度が図れるようなそういう取り組みをしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） ありがとうございます。

ぜひそういったことですね、芦北町はそういった家庭の絆を強くする教育を行っていることを全家庭にですね、お知らせいただければ有難いなあとと思います。本来ならば、その芦北独自のですね、この論語もせっかく出来ましたので、そういったのをしまして、例えば芦北町輝く光る家庭憲章とか10か条とか、まあそういうのができれば、論語を使ってですね、有難いなあというふうに私自身は思っていますけれども、これはもう最後になりましたのであいさつとしますけれども、昔からやはり夫婦相和し兄弟仲良く親に孝を尽くすという言葉がありますようにですね、これが原点だと思いますので、先ほどの芦北町独自の計画の中にも豊かな人づくりとありますので、そこにも家庭教育でですね、そういったのを取り組んでいただければ有難いなあと思っております。ぜひ検討していただければ有難いと思います。そし

て、芦北町が目指す、すべては子どもたちのために向かって進んでいかれますようにお願いいたします。

今年もあと15日ですね、来年は辰年です。ちょうど11月に来日されましたワンチュク国王のブータン国も意味的には竜の地ということで、国旗は大竜の意味があるそうですので、これも何かの意味があると思います。その竜が天まで駆け上がりますように、芦北町全町民の皆さまと竹崎町長をはじめとする芦北町職員の皆様、そして議会の御健康と御多幸を心より祈念しまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井公明君） 林田君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

-----○-----

日程第2 発議第1号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書案

○議長（藤井公明君） 日程第2、発議第1号「防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書案」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。元山君。

○9番（元山秀志君） 発議第1号、防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書案につきまして、提案理由を申し上げます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、各地域において国の責任と役割や公務・公共サービスの重要性が改めて明らかになりました。

国の機関では、大震災からの復旧・復興にあたり、被災地への応援派遣をはじめ、すべての地方出先機関が本省と一体となって役割を発揮しています。

しかし、政府は地域主権改革を声高に主張し、4月28日には地域主権改革関連三法案を成立させ、第2次一括法案の審議を粛々と進めています。

また、昨年12月に閣議決定したアクションプランに基づき、来年の通常国会に国の出先機関を原則廃止する法案を提出するとしています。

さらには、大震災からの復興を機に、財界自らが究極の構造改革と称する道州制導入や広域合併を推進しようとしています。出先機関の廃止をはじめとする地域主権改革や独立行政法人の廃止は、地域において国の責任と役割を曖昧にするもので、政府の使命に反するとともに、国民的要求にも背くものです。

よって、国が果たすべき防災対策など、住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を強く要望するため、意見書を提出するものです。

議員各位におかれましては、御審議の上、意見書提出に御賛同いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 総務常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出

日程第4 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出

日程第5 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出

日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出

○議長（藤井公明君） 日程第3から日程第6までの各委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出は、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、お手元に配付のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり決定しました。

-----○-----

○議長（藤井公明君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第8回芦北町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午後1時48分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員